

あきる野市男女共同参画計画

第5次 あきる野

男女共同参画プラン

推進状況報告書

（令和4年度）

令和5年11月
あきる野市

目 次

1	第5次 あきる野 男女共同参画プランについて	5
	(1) 計画の目的	
	(2) 計画の基本理念	
	(3) 施策の方向性	
	(4) 施策の体系	
2	進捗状況報告書の構成について	9
	(1) あきる野市における男女共同参画の推進状況	
	(2) 進捗状況に対する担当課の評価	
3	あきる野市における男女共同参画の推進状況について	10
	(1) 市民アンケート調査結果	
	(2) 各種委員会等における女性の参画率	
	(3) あきる野市の管理・監督職における女性職員の比率	
4	進捗状況に対する担当課の評価及び市民会議委員の評価	23
	方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成	25
	施策分野1 男女共同参画に関する意識の醸成	25
	施策1 男女共同参画に係る意識啓発の推進	25
	施策2 多様性や多文化共生への理解の促進	26
	施策分野2 男女共同参画に関する教育の推進	28
	施策1 学校における人権・男女平等に関する教育の推進	28
	施策分野3 連携・協働による男女共同参画の推進	30
	施策1 市民との協働による施策の推進	30
	方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援	31
	施策分野1 配偶者等からの暴力の根絶	31
	施策1 配偶者等からの暴力に関する周知啓発	31
	施策2 若年層に対する予防啓発の実施	32
	施策分野2 配偶者等からの暴力による被害者の支援	33
	施策1 配偶者等からの暴力に関する相談体制等の充実	33
	施策2 被害者の自立支援の推進	34
	施策3 関係機関との連携	34
	施策分野3 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援	35
	施策1 虐待等への相談支援及び防止の啓発	35
	施策2 ハラスメント防止のための意識啓発	37

方向性Ⅲ	職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進	3 8
施策分野 1	職業生活における女性の活躍の推進	3 8
施策 1	男女の雇用機会と待遇の均等確保	3 8
施策 2	女性等の能力発揮と職業能力開発の支援	4 3
施策分野 2	ワーク・ライフ・バランスの推進	4 6
施策 1	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	4 6
施策 2	子育て支援による家庭生活との両立	4 9
施策 3	介護支援による家庭生活との両立	5 4
方向性Ⅳ	生涯を通じた健康支援	5 6
施策分野 1	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進	5 6
施策 1	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発	5 6
施策 2	妊娠・出産に関する支援	5 8
施策分野 2	性差に応じた健康支援	6 1
施策 1	健康に関する周知啓発	6 1
施策 2	予防や早期発見のための事業の実施	6 2
方向性Ⅴ	あらゆる分野における男女共同参画の推進	6 3
施策分野 1	あらゆる分野での女性の参画拡大	6 3
施策 1	政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	6 3
施策 2	防災活動における男女共同参画の推進	6 4
5	進捗状況に対するあきる野市男女共同参画推進市民会議による意見等	6 7

1 第5次 あきる野 男女共同参画プランについて

(1) 計画の目的

第5次あきる野男女共同参画プラン（以下「第5次プラン」という。）は、全ての人々が、性別や年齢、国籍等にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画するとともに、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、実効性ある施策の推進を図っていくことを目的とします。

(2) 計画の基本理念

今後は、DVをはじめ、高齢者・障がい者等の社会的弱者に対する虐待等の人権侵害となる様々な暴力を根絶し、全ての人の人権が尊重される社会を形成することに加え、性別や年齢、国籍等にとらわれず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮することができる環境をつくることが重要です。

あきる野市では、これらを基に「あきる野市男女共同参画計画の基本理念」を次のとおりとします。

**全ての人々が、多様性を認め、互いを尊重し合い、
あらゆる分野で、自らの個性と能力を十分に発揮し輝くことができる社会づくり**

(3) 施策の方向性

基本理念の実現に向け、次の5つの施策の方向性を設定しています。

ア 方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

全ての人々が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別や年齢、国籍等に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、周知啓発に加え、子どものときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくこと等が重要です。

このため、性別や年齢、国籍等に関わりなく男女平等意識を醸成するため、男女共同参画に係る意識啓発及び教育活動を推進します。

イ 方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

【あきる野市DV防止基本計画】

配偶者等からの暴力やハラスメント等は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。特に、配偶者等からの暴力は、多くの場合、女性が被害者であり、個人の尊厳を害するだけでなく、男女平等の実現の妨げとなって

います。

このため、全ての人が安心して暮らせる社会を実現するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に則り、暴力を受けている人の相談体制や支援を充実させるとともに、虐待やハラスメント等、様々な暴力の防止に向け、取組を進めます。

ウ 方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進 【あきる野市女性活躍推進計画】

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての人の意思が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、女性の就労支援等の取組を進めます。

また、全ての人が持てる能力を十分に発揮できる機会や待遇が確保され、職業生活と家庭生活や地域生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図るとともに、育児や介護支援等の取組を進めます。

エ 方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援

男女が、互いにその身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生涯にわたり健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に当たり、重要な事項の一つです。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女で異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があるとあり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要となります。

このため、全ての人が各自のライフステージにおいて、心身ともに健康な生活を送ることができる社会を目指し、意識啓発、検診の充実等の取組を進めていきます。

オ 方向性Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、職業生活、家庭生活だけでなく、あらゆる分野において、女性が政策決定や意思決定過程に参画できる環境づくりを進め、方針決定に当たり女性の意見等が反映されることが重要です。

このため、制度・慣行等にとらわれず全ての人が安心して暮らせる社会の実現に向け、政策・方針決定の場や防災分野における女性の参画拡大に取り組めます。

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」によって提唱され、平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「女性の人権」とし

て位置付けられた。リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、人々が安全で満ち足りた性生活を営み、生殖能力をもち、妊娠出産に関する自己決定権をもつことを意味する。リプロダクティブ・ライツとは、こうした「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」であり、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利」とされている。（カイロ国際人口開発会議（1994年）「行動計画 第7章 リプロダクティブライツとリプロダクティブヘルス」）

(4) 施策の体系

【方向性】	【施策分野】	【施策】
I 男女共同参画社会の 実現に向けた意識形成	1 男女共同参画に関する意識の醸成	1 男女共同参画に係る意識啓発の推進 2 多様性や多文化共生への理解の促進
	2 男女共同参画に関する教育の推進	1 学校における人権・男女平等に関する教育の推進
	3 連携・協働による男女共同参画の推進	1 市民との協働による施策の推進
II 配偶者等からの暴力の 根絶と被害者支援 【あきる野市DV防止 基本計画】	1 配偶者等からの暴力の根絶	1 配偶者等からの暴力に関する周知啓発 2 若年層に対する予防啓発の実施
	2 配偶者等からの暴力による被害者の支援	1 配偶者等からの暴力に関する相談体制の充実 2 被害者の自立支援の推進 3 関係機関との連携
	3 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援	1 虐待等への相談支援及び防止の啓発 2 ハラスメント防止のための意識啓発
III 職業生活における 女性の活躍及び ワーク・ライフ・ バランスの推進 【あきる野市女性活躍推 進計画】	1 職業生活における女性の活躍の推進	1 男女の雇用機会と待遇の均等確保 2 女性等の能力発揮と職業能力開発の支援
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 2 子育て支援による家庭生活との両立 3 介護支援による家庭生活との両立
IV 生涯を通じた健康支援	1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進	1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発 2 妊娠・出産に関する支援
	2 性差に応じた健康支援	1 健康に関する周知啓発 2 予防や早期発見のための事業の実施
V あらゆる分野における 男女共同参画の推進	1 あらゆる分野での女性の参画拡大	1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 2 防災活動における男女共同参画の推進

2 進捗状況報告書の構成について

(1) あきる野市における男女共同参画の推進状況

第5次プランでは、あきる野市における男女共同参画社会の実現に向けて、複数の数値目標を掲げています。

この数値目標の基となる市民アンケートや、その他調査結果について次のページ以降に掲載するとともに、市における男女共同参画の推進状況について整理しました。

(2) 進捗状況に対する担当課の評価

本報告書の作成に当たり、各事業の担当課に次のとおり調査を行いました。

ア 調査内容

令和4年度実績及び評価並びに令和5年度の方針性及び予定

イ 調査期間 令和5年5月26日から6月16日まで

ウ 評価方法

担当課は、課題達成に向けた施策の各事業に対し、次の基準に則って自己評価を行いました。

【 事業実施に係る評価基準 】

S：事業を実施し、目標以上の成果が得られた。

(計画期間中に目標以上の成果が得られる見込みである。)

A：事業を実施し、目標を達成できた。

(計画期間中に目標を達成できる見込みである。)

B：事業を実施したが、目標は達成できておらず、改善が必要である。

(現在のままでは、計画期間中に目標を達成できる見込みがなく、改善が必要である。)

C：事業を実施したが、目標達成には至らなかった。

(計画期間中に目標達成できない。)

D：事業を実施していない。

F：事業が終了(完了)した。

(3) あきる野市男女共同参画推進市民会議による評価

あきる野市男女共同参画推進市民会議において、各課題に対し、総合的に評価しました。

【 男女共同参画の視点からの評価基準 】

A：このまま事業を実施してほしい。

B：事業方法の改善が必要である。

C：事業の抜本的な見直しが必要である。

F：評価ができない。(事業が未実施、事業が終了(完了))

3 あきる野市における男女共同参画の推進状況について

(1) 市民アンケート調査

ア 調査の概要

市では、市民の皆様が市で行っている事務や事業にどの程度満足されているか、また、何を重要と感じているかなどを把握し、皆様の考えや意向を市政に反映させることにより、今後の市政運営に資することを目的として、隔年で市民アンケート調査を実施しています。

(ア) 調査地域

あきる野市全域

(イ) 調査対象

あきる野市在住の満18歳以上の市民2,500人

平成28年度	有効回収数	925通、有効回収率	37.0%
平成30年度	有効回収数	832通、有効回収率	33.3%
令和2年度	有効回収数	1,009通、有効回収率	40.4%
令和4年度	有効回収数	784通、有効回収率	31.4%

(ウ) 調査期間

平成28年度	平成28年9月9日から9月26日まで
平成30年度	平成30年8月23日から9月14日まで
令和2年度	令和2年11月20日から12月18日まで
令和4年度	令和4年6月7日から6月28日まで

イ 調査結果

男女共同参画を含む、市が実施している40の施策について、それぞれの満足度と重要度を5段階で評価する「問7 施策の満足度・重要度について」、男女共同参画に係る意識を問う「問30 男女共同参画社会に関する認知度について」「問31 様々な場面で女性と男性が平等になっていると思うかについて」及び「問32 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉の認知度・理解度について」について、平成28年度市民アンケート、平成30年度市民アンケート、令和2年度市民アンケート及び令和4年度市民アンケートの集計結果を比較すると、次のような結果となりました。

その他調査結果の詳細は、市ホームページ

(<http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000002913.html>) をご確認ください。

(ア) 施策の満足度・重要度について（問 7）

○「男女共同参画社会の実現」に係る施策の満足度

年度	満足	まあ満足	普通	やや不満	不満	わからない	無回答
R4	0.9 %	3.1 %	44.9%	4.8 %	2.6 %	39.5 %	4.2 %
R2	1.1 %	3.5 %	48.2%	4.7 %	1.9 %	38.9 %	1.9 %
H30	0.4 %	2.6 %	50.4%	5.5 %	1.6 %	38.3 %	1.2 %
H28	0.6 %	3.8 %	49.6%	5.1 %	1.5 %	35.5 %	3.9 %
増減※	△ 0.2 pt	△ 0.4 pt	△ 3.3pt	0.1 pt	0.7 pt	0.6 pt	2.3 pt

※ 令和 4 年度と令和 2 年度の増減

○「男女共同参画社会の実現」に係る施策の重要度

年度	重要	まあ重要	普通	あまり重要でない	重要でない	わからない	無回答
R4	13.9 %	16.6 %	40.4 %	4.3 %	2.6 %	17.7 %	4.5 %
R2	13.2 %	18.5 %	40.9 %	6.1 %	3.1 %	15.7 %	2.5 %
H30	15.7 %	19.6 %	44.5 %	4.0 %	1.7 %	12.6 %	1.9 %
H28	9.8 %	14.5 %	47.1 %	7.0 %	2.6 %	13.1 %	5.8 %
増減※	0.7 pt	△ 1.9 pt	△ 0.5 pt	△ 1.8 pt	△ 0.5 pt	2.0 pt	2.0 pt

※ 令和 4 年度と令和 2 年度の増減

結果を見ると、施策の満足度については「満足」又は「まあ満足」と答えた市民が令和 4 年度の 4. 0 %と、令和 2 年度の 4. 6 %に比べ 0. 6 ポイント減少しています。また、「不満」又は「やや不満」と答えた市民は令和 4 年度の 7. 4 %と、令和 2 年度の 6. 6 %に比べ 0. 8 ポイント増加しています。

施策の重要度は「重要」と答えた市民が令和 4 年度の 13. 9 %と、令和 2 年度の 13. 2 %に比べ、0. 7 ポイント増加しています。また、「重要でない」と答えた市民は令和 4 年度の 2. 6 %と、令和 2 年度の 3. 1 %に比べ 0. 5 ポイント減少しています。

これらのことから、本市においては、「男女共同参画社会の実現」に係る施策に対する市民の関心は高まっているものの、その関心に見合った満足度が得られていない状況であることが分かります。

施策の満足度を高めるためには、今後、より一層「男女共同参画社会」に関する周知・啓発に取り組み、誰もがその人らしく生きていくことができる社会の実現を図っていく必要があります。

(イ) 男女共同参画社会に関する認知度について（問30）

○男女共同参画社会とは、どのようなことかご存知ですか

（全体）

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R4	29.8 %	37.8 %	28.8 %	3.6 %
R2	34.0 %	36.2 %	26.9 %	3.0 %
H30	37.5 %	34.1 %	21.8 %	6.6 %
H28	29.4 %	35.4 %	27.8 %	7.5 %
増減※	△ 4.2 pt	1.6 pt	1.9 pt	0.6 pt

（男性）

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R4	35.7 %	36.0 %	26.3 %	2.0 %
R2	40.7 %	34.3 %	23.4 %	1.6 %
H30	44.1 %	33.1 %	17.9 %	5.0 %
H28	33.2 %	35.2 %	24.4 %	7.2 %
増減※	△ 5 pt	1.7 pt	2.9 pt	0.4 pt

（女性）

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R4	25.2 %	39.4 %	31.2 %	4.2 %
R2	28.8 %	38.0 %	29.4 %	3.8 %
H30	33.6 %	34.7 %	24.5 %	7.2 %
H28	26.1 %	35.4 %	30.9 %	7.6 %
増減※	△ 3.6 pt	1.4 pt	1.8 pt	0.4 pt

※ 令和4年度と令和2年度の増減

【参考】市民アンケート未掲載

（回答しない）

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R4	18.2 %	27.3 %	45.5 %	9.1 %

（未回答）

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R4	26.3 %	42.1 %	15.8 %	15.8 %

「男女共同参画社会」の認知度については、「言葉は聞いたことがある」市民は増加しており、全体では令和2年度の36.2%から令和4年度の37.8%と1.6ポイント増加しています。

しかしながら、「知っている」市民は、令和2年度の34.0%から令和4年度の29.8%と4.2ポイント減少しており、「知らない」市民は、令和2年度の26.9%から令和4年度の28.8%と、1.9ポイント増加しています。

このことから、「男女共同参画社会」の全体的な認知度は低下していることが考えられます。

今後、認知度を底上げするためには、「知らない」市民が「男女共同参画社会」に関する情報に触れることができるよう周知を図ること、また、「言葉は聞いたことがある」市民に対し「男女共同参画社会」への理解の促進を図ることが必要です。

(ウ) 様々な場面で女性と男性が平等になっていると思うかについて (問 3 1)
 ○次のような場で女性と男性が平等になっていると思いますか。

場面	年度	男性優遇	どちらか といえば 男性優遇	男女平等	どちらか といえば 女性優遇	女性優遇	わからない	無回答
家庭生活	R4	11.6 %	32.1 %	32.7 %	5.1 %	2.3 %	11.9 %	4.3 %
	R2	13.2 %	33.2 %	36.1 %	5.3 %	1.2 %	8.4 %	2.7 %
	H30	11.5 %	38.6 %	30.3 %	7.1 %	1.8 %	7.2 %	3.5 %
	H28	12.3 %	33.2 %	32.8 %	6.4 %	1.9 %	5.6 %	7.8 %
	増減※	△ 1.6 pt	△ 1.1 pt	△ 3.4 pt	△ 0.2 pt	1.1 pt	3.5 pt	1.6 pt
職場	R4	15.7 %	32.4 %	27.7 %	4.5 %	1.8 %	12.8 %	5.2 %
	R2	14.1 %	30.9 %	28.7 %	5.5 %	1.2 %	14.4 %	5.3 %
	H30	17.5 %	40.5 %	21.8 %	3.7 %	1.7 %	11.5 %	3.2 %
	H28	18.2 %	34.7 %	21.9 %	4.5 %	1.4 %	10.1 %	9.2 %
	増減※	1.6 pt	1.5 pt	△ 1.0 pt	△ 1.0 pt	0.6 pt	△ 1.6 pt	△ 0.1 pt
学校教育	R4	4.0 %	12.5 %	44.6 %	1.4 %	0.6 %	30.6 %	6.3 %
	R2	3.3 %	8.7 %	45.2 %	1.8 %	0.3 %	34.5 %	6.2 %
	H30	3.6 %	12.4 %	54.8 %	3.2 %	0.5 %	21.5 %	4.0 %
	H28	3.5 %	9.1 %	51.4 %	2.7 %	0.9 %	22.4 %	10.2 %
	増減※	0.7 pt	3.8 pt	△ 0.6 pt	△ 0.4 pt	0.3 pt	△ 3.9 pt	0.1 pt
政治	R4	38.5 %	33.2 %	10.5 %	0.9 %	0.4 %	11.2 %	5.4 %
	R2	34.8 %	33.5 %	10.5 %	0.7 %	0.4 %	16.3 %	3.9 %
	H30	35.0 %	38.1 %	11.8 %	0.6 %	0.1 %	11.3 %	3.1 %
	H28	24.0 %	39.6 %	14.9 %	1.0 %	0.6 %	11.0 %	8.9 %
	増減※	3.7 pt	△ 0.3 pt	0.0 pt	0.2 pt	0.0 pt	△ 5.1 pt	1.5 pt
法律・ 制度	R4	15.8 %	25.6 %	28.3 %	3.1 %	1.8 %	19.8 %	5.6 %
	R2	15.6 %	25.6 %	28.7 %	3.3 %	1.0 %	21.5 %	4.4 %
	H30	14.2 %	30.3 %	33.2 %	3.8 %	1.0 %	13.7 %	3.8 %
	H28	11.8 %	28.3 %	32.3 %	4.3 %	0.9 %	13.4 %	9.0 %
	増減※	0.2 pt	△ 0.0 pt	△ 0.4 pt	△ 0.1 pt	0.8 pt	△ 1.7 pt	1.1 pt
社会通念 習慣 しきたり	R4	26.3 %	40.6 %	12.6 %	1.1 %	1.0 %	12.8 %	5.6 %
	R2	26.0 %	44.3 %	12.1 %	1.9 %	0.4 %	11.3 %	4.1 %
	H30	26.4 %	47.7 %	13.3 %	1.1 %	0.8 %	7.9 %	2.6 %
	H28	26.2 %	44.6 %	11.2 %	2.6 %	0.4 %	6.8 %	8.1 %
	増減※	0.3 pt	△ 3.7 pt	0.5 pt	△ 0.8 pt	0.6 pt	1.5 pt	1.5 pt
地域活動	R4	12.1 %	28.4 %	29.3 %	2.4 %	1.1 %	21.6 %	5.0 %
	R2	10.4 %	29.8 %	30.6 %	2.8 %	0.5 %	22.1 %	3.8 %

	H30	10.6 %	34.7 %	33.7 %	5.0 %	0.7 %	12.3 %	3.0 %
	H28	12.0 %	31.4 %	30.8 %	3.9 %	1.0 %	12.6 %	8.3 %
	増減※	1.7 pt	△ 1.4 pt	△ 1.3 pt	△ 0.4 pt	0.6 pt	△ 0.5 pt	1.2 pt

※ 令和4年度と令和2年度の増減

「社会通念 習慣 しきたり」において「男女平等である」と感じる市民が増加していますが、全体的には「男女平等である」と感じる市民は減少しています。

特に「家庭生活」の場面においては令和4年度の32.7%と、令和2年度の36.1%に比べて3.4ポイント減少しています。コロナ禍におけるテレワークの推進によって、在宅機会が増加し、家庭内の男女平等に係る問題が顕在化したことが要因の一つと考えられます。

また、全体的に「男性優遇」「女性優遇」と感じる市民については、増加傾向にあることから、男女間で不平等を感じる場面は、現状、多く存在しているということが分かります。

これらのことから、引き続き、性別などに関わらず誰もが活躍できる「男女共同参画社会」の実現に向け、施策を進めていく必要があります。

(エ) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉の認知度・理解度について（問３２）

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉をご存知ですか。

（全体）

年度	内容を含めて 知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R4	29.3 %	35.2 %	30.1 %	5.4 %
R2	31.0 %	39.7 %	27.6 %	1.7 %
H30	26.7 %	46.5 %	24.2 %	2.6 %
H28	23.9 %	41.5 %	28.5 %	6.1 %
増減※	△ 1.7 pt	△ 4.5 pt	2.5 pt	3.7 pt

（男性）

年度	内容を含めて 知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R4	36.0 %	38.2 %	21.2 %	4.5 %
R2	37.7 %	38.9 %	22.8 %	0.7 %
H30	30.9 %	46.0 %	21.8 %	1.4 %
H28	28.3 %	41.0 %	24.4 %	6.3 %
増減※	△ 1.7 pt	△ 0.7 pt	△ 1.6 pt	3.8 pt

（女性）

年度	内容を含めて 知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R4	23.7 %	33.4 %	37.9 %	5.0 %
R2	26.2 %	39.7 %	32.4 %	1.7 %
H30	24.5 %	46.8 %	26.4 %	2.3 %
H28	20.0 %	41.9 %	32.6 %	5.5 %
増減※	△ 2.5 pt	△ 6.3 pt	5.5 pt	3.3 pt

※ 令和４年度と令和２年度の増減

【参考】 市民アンケート未掲載

（回答しない）

年度	知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R4	45.5 %	18.2 %	18.2 %	18.2 %

（無回答）

年度	知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R4	15.8 %	26.3 %	36.8 %	21.1 %

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の認知度については、性別に関わらず「内容を含めて知っている」「言葉は聞いたことがある」と答えた市民は令和４年度の６４．５％と、令和２年の７０．７％と比較し６．２ポイント減少しています。また、「知らない」と答えた市民は令和４年度の３０．１％と、令和２年の２７．６％と比較し２．５ポイント増加しています。

このことから、全体的に「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の認知度は低下していることが分かります。

今後、認知度を高めるためには、市民の意識醸成を図るとともに、市内の企業に対しても、市が実施している「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業」を含め、ワーク・ライフ・バランスについて周知を図る必要があります。

(2) 各種委員会等における女性の参画率

内閣府においては第5次男女共同参画基本計画において、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合を、2025年までに40%以上60%以下とすることを目標としています。

このことから、市の第5次プランにおいても、それに習って各種委員会等における女性委員の比率を40%以上とすることを目標としています。

この目標に加え、第5次プランにおいては、令和9年3月31日までに、次のような数値目標を掲げています。

- ①委員会等委員に占める女性委員の比率40%
- ②女性委員が30%以上の委員会等の比率50%
- ③女性委員がいる委員会等の比率90%

令和5年4月1日現在、市における各種委員会等の女性委員数の詳細は次のページのとおりです。

女性委員の比率は、全体で1,005人中343人と約34.1%となっています。60の委員会等のうち、女性委員が全体の30%以上を占める委員会等は21で全体の35%、1人でも女性委員がいる委員会等は51で全体の85%となっています。

令和4年4月1日現在と比べ、全体の女性委員の比率は約34.6%から0.5ポイント減少、女性委員が全体の30%以上を占める委員会の数は、令和4年4月1日現在の約32.7%から2.3ポイント増加、1人でも女性委員がいる委員会等は約80.8%から4.2ポイント増加しております。

	女性委員の比率	女性委員が30%以上を占める委員会等の比率	女性委員がいる委員会等の比率
数値目標	40.0 %	50.0 %	90.0 %
R5.4.1	34.1 %	35.0 %	85.0 %
R4.4.1	34.6 %	32.7 %	80.8 %
R3.4.1	35.8 %	40.4 %	84.2 %
R2.4.1	35.4 %	39.0 %	83.1 %
H31.4.1	35.3 %	38.3 %	90.0 %
H30.4.1	34.9 %	35.7 %	87.5 %
増 減※	△ 0.5 pt	0.6 pt	0.9 pt

※ 令和5年度と令和4年度の増減

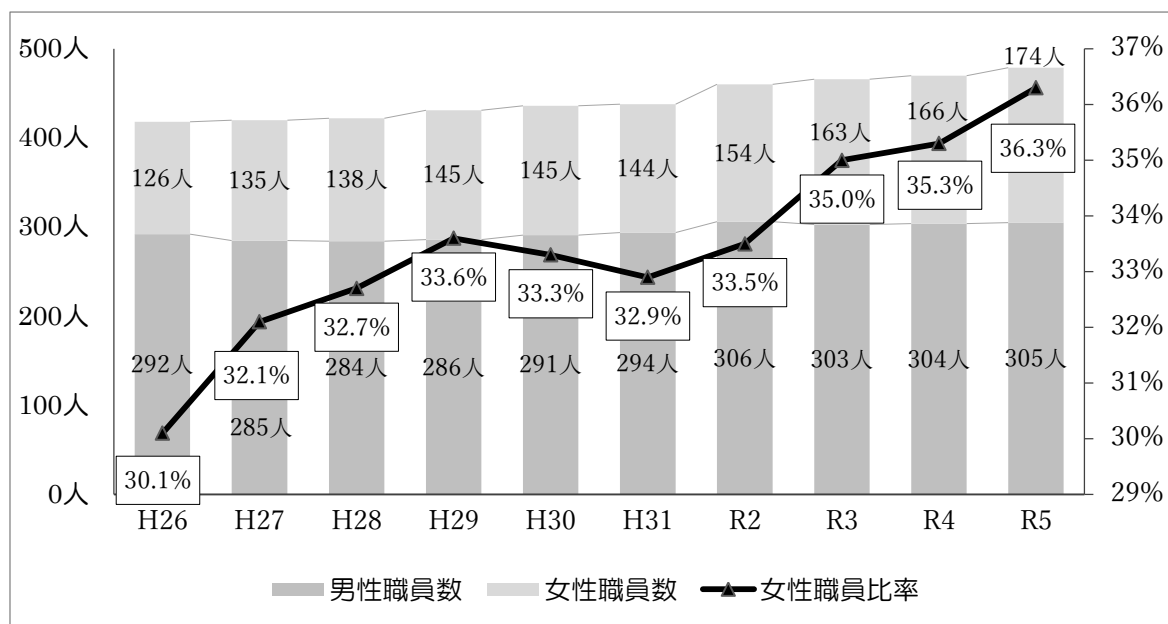
各種委員会等における女性の参画率

「原則として令和5年4月1日現在」

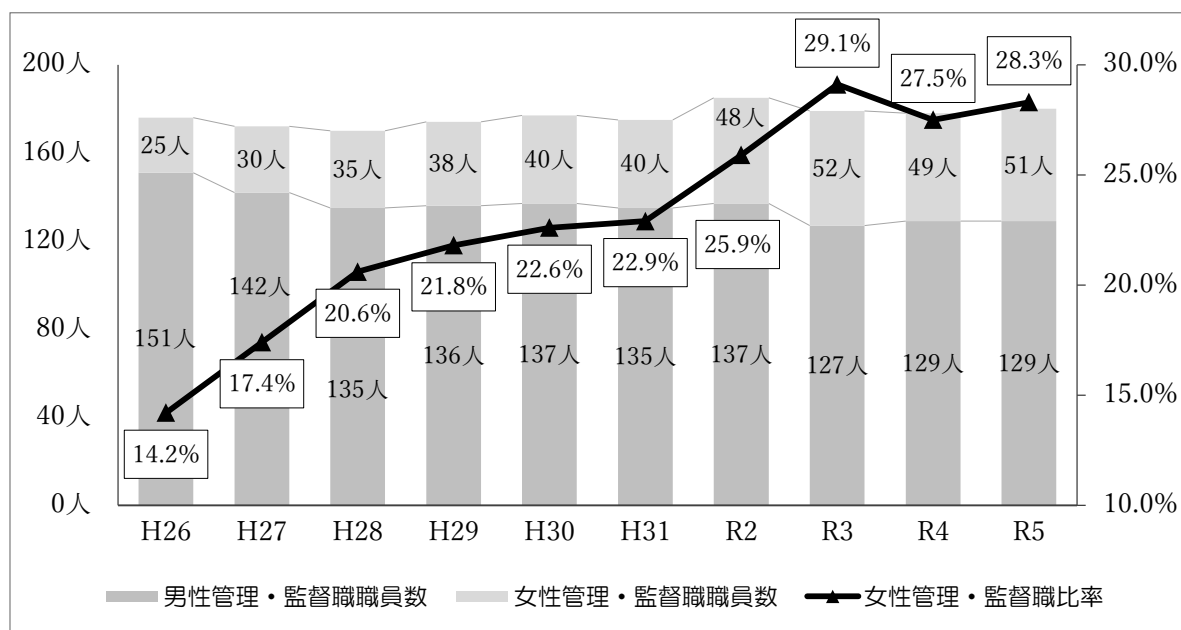
区分	N O	委員会等の名称	根拠条例等	所管課名	内訳		女性参画率
					男	女	
1 地 8 方 0 自 条 治 法 法 5 第	1	あきる野市教育委員	地方自治法	教育総務課	3	2	40.0%
	2	選挙管理委員会	地方自治法	選挙管理委員会事務局	3	1	25.0%
	3	監査委員	地方自治法	監査委員事務局	2	0	0.0%
	4	農業委員会	地方自治法	農林課	14	0	0.0%
	5	あきる野市固定資産評価審査委員会	地方自治法	総務課	3	0	0.0%
					25	3	10.7%
地 方 自 治 法 第 2 0 2 条 の 3	1	あきる野市指定管理者選定委員会	あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	企画政策課	6	1	14.3%
	2	あきる野市表彰審査会	あきる野市表彰条例	市長公室	8	0	0.0%
	3	あきる野市情報公開・個人情報保護審査会	あきる野市情報公開条例	総務課	4	1	20.0%
	4	あきる野市個人情報保護審議会	あきる野市個人情報保護条例	総務課	6	0	0.0%
	5	あきる野市行政不服審査会	行政不服審査法	総務課	4	1	20.0%
	6	あきる野市防災会議	あきる野市防災会議条例	地域防災課	33	3	8.3%
	7	あきる野市国民保護協議会	あきる野市国民保護協議会条例	地域防災課	29	0	0.0%
	8	あきる野市安全・安心まちづくり協議会	あきる野市安心・安全まちづくり条例	地域防災課	15	2	11.8%
	9	あきる野市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	保険年金課	11	2	15.4%
	10	あきる野市環境審議会	あきる野市環境基本条例	環境政策課	8	0	0.0%
	11	あきる野市都市環境審議会	あきる野市都市環境条例	環境政策課	9	1	10.0%
	12	あきる野市緑地保全審議会	あきる野市ふるさとの緑地保全条例	環境政策課	8	1	11.1%
	13	廃棄物減量等推進審議会	あきる野市廃棄物の処理再利用の促進に関する条例第7条	生活環境課	11	1	8.3%
	14	あきる野市民生委員推薦会	民生委員法	福祉総務課	12	2	14.3%
	15	あきる野市民生児童委員協議会	民生委員法	福祉総務課	27	43	61.4%
	16	あきる野市介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例	あきる野市介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例	障がい者支援課	3	2	40.0%
	17	あきる野市介護認定審査会	介護保険法	高齢者支援課	17	3	15.0%
	18	あきる野市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項、子ども子育て会議条例	子ども政策課	5	7	58.3%
	19	あきる野市都市計画審議会	都市計画法	都市計画課	12	3	20.0%
	20	秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理審議会	土地区画整理法	区画整理推進室	10	0	0.0%
	21	あきる野市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法	生涯学習推進課	16	9	36.0%
	22	あきる野市社会教育委員の会議	社会教育法	生涯学習推進課	7	3	30.0%
	23	あきる野市文化財保護審議会	あきる野市文化財保護条例	生涯学習推進課	9	1	10.0%
	24	あきる野市スポーツ推進審議会	あきる野市スポーツ推進審議会条例	スポーツ推進課	8	2	20.0%
	25	あきる野市図書館協議会	図書館法	図書館	4	4	50.0%
					282	92	24.6%
そ の 他 条 例 及 び 要 綱 等	1	あきる野市男女共同参画推進市民会議	あきる野市男女共同参画推進市民会議設置要綱	企画政策課	4	3	42.9%
	2	あきる野市花いっぱい運動推進協議会	あきる野市花いっぱい運動推進協議会設置要綱	地域防災課	6	3	33.3%
	3	あきる野市環境委員会	あきる野市環境委員会設置要綱	環境政策課	16	4	20.0%
	4	あきる野市生きもの会議	あきる野市生きもの会議設置要綱	環境政策課	13	4	23.5%
	5	あきる野市農業振興地域整備促進協議会	あきる野市農業振興地域整備促進協議会設置要綱	農林課	19	0	0.0%
	6	あきる野市森林整備推進協議会	あきる野市森林整備推進協議会設置要綱	農林課	12	3	20.0%
	7	あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会	あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱	福祉総務課	11	3	21.4%
	8	あきる野市地域自立支援協議会	あきる野市地域自立支援協議会設置要綱	障がい者支援課	15	3	16.7%
	9	あきる野市障害者虐待防止ネットワーク会議	あきる野市障害者虐待防止ネットワーク会議設置要綱	障がい者支援課	10	4	28.6%
	10	あきる野市地域包括支援センター運営協議会	あきる野市地域包括支援センター運営協議会要綱	高齢者支援課	7	2	22.2%
	11	第9期あきる野市介護保険策定委員会	あきる野市介護保険策定委員会設置要綱	高齢者支援課	14	2	12.5%
	12	あきる野市高齢者虐待防止ネットワーク会議	あきる野市高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱	高齢者支援課	10	5	33.3%
	13	あきる野市老人ホーム入所判定委員会	あきる野市老人ホーム入所判定委員会設置要綱	高齢者支援課	3	1	25.0%
	14	あきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議会	あきる野市生活支援体制整備事業実施要綱	高齢者支援課	14	6	30.0%
	15	あきる野市健康づくり推進協議会	あきる野市健康づくり推進協議会設置要綱	健康課	12	8	40.0%
	16	あきる野市健康づくり市民推進委員会	あきる野市健康づくり市民推進委員会設置要綱	健康課	13	104	88.9%
	17	あきる野市自殺対策推進協議会	あきる野市自殺対策推進協議会設置要綱	健康課	9	3	25.0%
	18	あきる野市要保護児童対策地域協議会代表者会議	あきる野市要保護児童対策地域協議会設置要綱	子ども家庭支援センター	12	12	50.0%
	19	あきる野市要保護児童対策地域協議会実務者会議	あきる野市要保護児童対策地域協議会設置要綱	子ども家庭支援センター	11	10	47.6%
	20	あきる野市特別支援教育修学相談委員会	あきる野市特別支援教育就学相談委員会設置規則	指導室	16	13	44.8%
	21	あきる野市特別支援教室・通級指導学級入室判定委員会	あきる野市特別支援教室・通級指導学級入室判定委員会設置要領	指導室	13	6	31.6%
	22	あきる野市特別支援教育検討委員会	あきる野市特別支援教育検討委員会設置要項	指導室	10	7	41.2%
	23	あきる野市学校給食センター運営協議会	あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例	学校給食課	14	5	26.3%
	24	あきる野市青少年委員	あきる野市青少年委員の設置及び委員の報酬に関する条例	生涯学習推進課	9	7	43.8%
	25	あきる野市生涯学習市民会議	あきる野市生涯学習推進市民会議設置要綱	生涯学習推進課	10	2	16.7%
	26	放課後子どもプラン運営委員会	あきる野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱	生涯学習推進課	11	3	21.4%
	27	あきる野市地域教育協議会	あきる野市地域教育協議会設置要領	生涯学習推進課	25	6	19.4%
	28	あきる野市スポーツ推進委員	あきる野市スポーツ推進委員に関する規則	スポーツ推進課	7	8	53.3%
					326	237	42.1%
そ の 他		合計			633	332	34.4%
	1	清流保全協力員	あきる野市清流保全条例	生活環境課	23	1	4.2%
	2	あきる野市廃棄物減量等推進員	あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	生活環境課	6	10	62.5%
総合計					662	343	34.1%

(3) あきる野市の管理・監督職における女性職員の比率（各年4月1日現在）

ア あきる野市職員の男女比率



イ 管理・監督職における女性職員の比率



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成28年4月に制定し、令和3年3月に改訂した「あきる野市における女性活躍の推進に関する特定事業主行動計画」において、令和7年度末までに管理（部長及び課長級職員）・監督職（課長補佐及び係長級職員）における女性の比率を、管理職は25%以上、監督職は35%以上とすることを目標に掲げ、能力向上やリーダーシップ等の手法を身につけるための各種研修への女性職員の参加を促すなどの取組を進めることとしています。

管理・監督職に就く女性職員の割合は、令和4年には一度下降しておりましたが、令和5年4月1日現在においては、管理・監督職の女性職員の割合は約28.3%と、昨年度比で0.8ポイント増加しています。

管理職、監督職別でみると、管理職における女性職員の割合は60人中9人の約15.0%、監督職における女性職員の割合は120人中42人の約35.0%となっており、監督職における女性職員の割合は数値目標に達しているものの、管理職における女性職員の割合は、数値目標に達していません。

また、職員全体のうち、女性が占める割合は、令和5年においては36.3%と、1.0ポイント増加しております。

4 進捗状況に対する担当課の評価及び市民会議委員の評価

【 事業実施に係る評価基準 】

S：事業を実施し、目標以上の成果が得られた。

（計画期間中に目標以上の成果が得られる見込みである。）

A：事業を実施し、目標を達成できた。

（計画期間中に目標を達成できる見込みである。）

B：事業を実施したが、目標は達成できておらず、改善が必要である。

（現在のままでは、計画期間中に目標を達成できる見込みがなく、改善が必要である。）

C：事業を実施したが、目標達成には至らなかった。

（計画期間中に目標達成できない。）

D：事業を実施していない。

F：事業が終了（完了）した。

【 男女共同参画の視点からの評価基準 】

A：このまま事業を実施してほしい。

B：事業方法の改善が必要である。

C：事業の抜本的な見直しが必要である。

F：評価ができない。（事業が未実施、事業が終了（完了））

方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

施策分野Ⅰ 男女共同参画に関する意識の醸成

一人一人が人権を尊重し、性別や年齢、国籍等に関わりなく、多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画に関する理解を深めることが重要です。

このため、男女共同参画社会、多様性を認め合う社会や多文化共生社会の実現に向け、男女共同参画に関する情報提供や、性的マイノリティに対する正しい理解の促進、国籍・文化等が異なる方々との相互理解の促進に関する取組を進めます。

施策分野Ⅰの数値目標	基準値	目標値	令和4年度末実績
「男女共同参画社会とはどのようなことか」を「知っている」比率 (市民アンケート調査による)	34.0% R2年度実施	40%	29.8% R4年度実施

施策Ⅰ 男女共同参画に係る意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に係る情報提供や講座の実施等により、意識啓発に取り組みます。

NO Ⅰ 事業名	男女共同参画に関する意識啓発活動の推進				
事業内容		担当課：企画政策課			
男女共同参画推進に向けた国や東京都、市の政策や取組等の情報提供を行い、男女共同参画の意識啓発を図る。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
数値目標 に対する 実績	事業実績				
	—	市広報及び市ホームページ以外の媒体の活用についても継続し、より多くの市民の目に触れるよう、情報発信の機会を増やしていく。 また、情報発信のターゲット（子育て世代、学生、労働者など）を明確にし、それぞれに情報が届くよう、情報発信の媒体やチラシ等の設置場所を7月末までに検討し実施する。	B	B	
実績 内容	国が定める各啓発週間・月間に合わせ、市広報、市ホームページへの記事掲載、ポスター、啓発カード等の掲示・配布による情報提供及び意識啓発を実施した。また、新たに市のTwitter及び都のFacebookを活用した周知・啓発を行った。（広報掲載5回、市ホームページ更新10回、Twitter1回、都Facebook1回） このほか、年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を窓口に配置し、市ホームページを通じて市民への情報提供を行った。（窓口等での情報提供86件） 東京都パートナーシップ宣誓制度の開始に伴い、市広報及び市ホームページにおいて同制度の周知を行った。				
NO 2 事業名	男女平等の視点に立った各種講座等の充実				
事業内容		担当課：生涯学習推進課			
男女平等の視点に立った各種講座等の充実を図る。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
数値目標 に対する 実績	事業実績				
	—	中央公民館主催事業 市民大学において、退職後の男性の食の自立と家事分担ができるようになることを目指して、「男性の料理教室」を実施する予定である。	A	A	
実績 内容	退職後の男性が自分で料理をすることにより、食の自立と家事分担ができるようになることを目指し、概ね55歳以上の男性で料理経験があまりない方を対象に、中央公民館主催事業 市民大学「男性の料理教室」を実施した。 事業名：中央公民館主催事業 市民大学「男性の料理教室」 テーマ「イワシの蒲焼き丼(青菜のからしマヨネーズ和え、オレンジゼリー付き)」 実施日 令和5年2月16日（木） 講師 地域活動栄養士会 のらぼうず 代表 青木博美 ほか 参加人数 8人				

NO 3 事業名		女と男のライフフォーラムの実施			
事業内容		担当課：生涯学習推進課			
公募による実行委員会を組織し、委員が互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績					
数値目標 に対する 実績	—		市民参画による男女共同参画意識啓発の事業として、第24回女と男のフォーラムを実施する。 実施に当たっては、市民公募の実行委員会を組織し、男女共同参画プランの理解を深めた上で企画・運営に当たる。	A	A
実績 内容	新型コロナ対策のため令和3年度に中止した第23回女と男のライフフォーラムinあきる野を実施した。また、実施に当たっては、より多くの方に参加いただけるよう、手話通訳を配置するとともに、保育サービスを用意。更に自宅等からも参加ができるよう、リモートライブ配信を実施した。企画・運営については、令和3年度に市民公募した実行委員が活動を継続し、男女共同参画プランに基づき実施した。 事業名：第23回女と男のライフフォーラムinあきる野 テーマ：「きっと毎日が楽しくなる！～心地いい家族のカクチ～」 実施日：7月24日（日） 講師：山田 亮（家事ジャーナリスト、スーパー主夫） 実行委員：7人（12回開催） 参加人数：56人、うちオンライン参加人数 4人 保育利用者：0人 参加者アンケート（回答率69％）集計結果（抜粋） ・「今回のフォーラムに参加して、あなたの考え方は変わりましたか。」への回答「大きく変わった」及び「多少変わった」の割合 61.2％ ・「今後家族と話し合いたいと思いますか」への回答「とてもそう思う」及び「ややそう思う」の割合 66.6％				

施策2 多様性や多文化共生への理解の促進

LGBT等の性的マイノリティに関する正しい理解の促進や、国際理解を深めるための周知啓発等を行うとともに、多様性を認め合う社会及び多文化共生社会の実現に向けて、人権等に関する相談の実施、多言語翻訳機による外国人支援等の取組を進めます。

NO 4 事業名		性の多様性や多文化共生に関する周知啓発			
事業内容		担当課：企画政策課			
性的マイノリティを含む多様な性に関する理解や国際理解のための周知啓発を行う。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績	課題				
数値目標 に対する 実績	—	多様性や多文化共生への理解促進及び周知啓発を行うに当たり、当事者の気持ちやニーズに寄り添った取組や周知方法の検討が必要である。	市ホームページ等での周知は、内容の充実に努め、より多くの方々に情報が届けられる方法を模索しながら、継続して実施する。 東京都パートナーシップ宣誓制度について、制度の活用を検討及び周知を継続して実施する。 ヒアリングについては、関係する個人又は団体の方々に継続して実施し、その結果を踏まえ、具体的な取組（職員向けの研修など）を検討していく。併せて、市内在住の外国人の方々のニーズを把握する方法を探る。	B	B
実績 内容	多様な性に関する理解促進・周知の一環として、東京都パートナーシップ宣誓制度の周知を行うとともに、同制度を活用した市の取組の検討を進めた。 多文化共生に関する国、都及び市の取組について市ホームページを通じた周知を行った。 また、多様性や多文化共生への理解促進に向けた具体的な取組を検討するため、市内の性的マイノリティの方や国際化関係団体の方々にヒアリングを行った。 ヒアリング実績 個人の方：2件、団体：3件				

NO 5 事業名	人権等に関する相談の実施				
事業内容			担当課：市民課		
人権問題や家庭での悩みごとなど、人権相談を実施する。また、性的マイノリティに関する相談があった場合には、東京都などの専門の相談機関につなげ、対応する。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		人権身の上相談を実施する（定例相談、特設相談）。また、啓発資料を配布する。	A	A
実績 内容	人権擁護委員による「人権身の上相談」として、定例相談を市役所及び五日市出張所で、特設相談をあきる野ルピアで実施した。（相談件数合計9件）また、人権週間等で啓発資料を配布した。				
NO 6 事業名	多言語翻訳機の活用による窓口における支援				
事業内容			担当課：市民課		
日本語以外を母国語とする外国人等に対し、行政手続等を円滑に行えるよう、多言語翻訳機の利用促進を図る。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		翻訳機が必要となった部署に貸し出しを行う。	A	A
実績 内容	市民課窓口等で外国人に対する窓口対応として、多言語翻訳機を使用した。（令和4年度合計23件）				

施策分野2 男女共同参画に関する教育の推進

男女共同参画社会の実現を図るためには、性別・年代に関わりなく、家庭や地域において、子どものときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくことが重要です。

このため、学校や地域における学習機会の提供など、男女共同参画に関する教育活動を推進します。

施策1 学校における人権・男女平等に関する教育の推進

男女共同参画社会を実現するため、学校教育等において様々な機会を捉え、人権・男女平等意識を高める教育に取り組みます。

NO 7 事業名		学校における人権教育の推進				
		事業内容		担当課：指導室		
各学校において人権教育全体計画と年間指導計画を作成し、各教科や特別の教科である道徳、特別活動等を通して人権教育の充実を図る。						
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
		事業実績	課題			
数値目標 に対する 実績		—	人権教育推進上の課題は各校によって異なるため、それぞれの課題を把握し、課題を踏まえた計画を各校が作成できるようにすること。	年間指導計画や人権教育推進上の課題を踏まえ、人権教育の視点を明確にした学習指導を充実させるよう周知徹底を図る。 職層に応じた人権教育に係る研修を充実させ、教職員が人権尊重の理念を理解し、人権教育について共通理解を深めて指導できるようにする。	A	A
実績 内容		各学校が人権教育の全体計画及び年間指導計画をもとに、全教育活動を通じて児童・生徒に豊かな人間性を育む教育を推進するよう指導・助言するなどして、人権教育の理念の理解を促進した。	教職員一人一人の人権感覚及び人権意識を継続的に向上させるための意図的・計画的な研修を充実させること。			
NO 8 事業名		人権教育推進のための指導の充実				
		事業内容		担当課：指導室		
人権教育推進委員会において、研修や情報交換等を通して、指導の充実を図る。						
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
		事業実績	課題			
数値目標 に対する 実績		—	人権教育推進委員会を中心に、各校の実情に応じた指導を充実させること。	人権教育推進委員会は、東京都教育委員会と連携して、人権課題についての正しい理解と認識を深め、人権教育の内容や方法について協議することにより、学校における人権教育の推進を図る。 令和5年度の東京都人権推進協議会は各地の人権担当者を集め、集合型の研修を行うこととしている。	B	B
実績 内容		人権教育推進委員会は、東京都教育委員会と連携して、研修動画の視聴及び集合型の研修を受講し、各学校で還元をした。 令和4年度は、動画で研修を受講し、配布された資料を使用し、都の施策毎に各学校で伝達した。				

NO 9 事業名		道徳教育の充実			
事業内容		担当課：指導室			
学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒の豊かな心を育むことを目的に実施する道徳教育の充実を図る。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績					
数値目標 に対する 実績	—	各校が道徳教育推進教師を中心に、地域の人や保護者の参加を得た学習など、連携強化を図った指導を工夫することで、道徳教育の充実を図る。	B	B	
実績 内容	道徳授業地区公開講座は、新型コロナ対策のため、授業公開のみ実施し、意見交換は行わず、アンケートにより家庭や地域からの意見を集約するとともに、各学校で重点としている道徳的価値について周知を図った。				
NO 10 事業名		人権等に関する教職員の理解促進			
事業内容		担当課：指導室			
人権や男女平等等に関する理解促進のため、国や東京都からの情報を各学校に提供し、教職員の理解を促す。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績					
数値目標 に対する 実績	—	校長会、生活指導主任会及び指導室訪問等において、人権教育プログラム等を活用し、教職員における理解の促進を図る。	B	B	
実績 内容	東京都教育委員会と連携し、管理職を対象とした研修会に各校から参加するとともに、校内において人権教育プログラムを活用した研修を実施するよう周知を図った。令和4年度は校長、副校長に対して、年1回研修会が開催された。その研修内容を踏まえ、各学校にて指導方法を検討し、研修等を実施した。				

施策分野3 連携・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた意識を効果的に醸成するためには、市民との協働による取組が不可欠です。
このため、市民の連携、協働により男女共同参画に関する事業を実施します。

施策1 市民との協働による施策の推進

市民との協働により、男女共同参画プランの進捗状況の評価やフォーラムの実施などに取り組みます。

NO 11 事業名	男女共同参画推進市民会議との協働による事業の推進				
事業内容			担当課：企画政策課		
男女共同参画プランの進捗状況を評価し、計画の推進方法等について検討する。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		第5次あきる野男女共同参画プランの策定を踏まえ、進捗状況の評価及び公表を行う。 また、進捗状況の評価については、今年度の事業に生かせるよう、8月中に市民会議を実施し、評価を固める。	A	A
実績 内容	男女共同参画推進市民会議において、令和3年度の進捗状況を確認及び評価し、その結果を公表した。 また、「あきる野男女共同参画プラン」の改定（第5次プランの策定）に伴い、市民会議における評価方法の検討を行い、進捗状況調査票の様式を改めた。 市民会議開催回数：2回				
NO 3 事業名	女と男のライフフォーラムの実施（再掲）				
事業内容			担当課：生涯学習推進課		
公募による実行委員会を組織し、委員が互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。					

方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援
施策分野Ⅰ 配偶者等からの暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、暴言を浴びせる、長期間無視する等の心理的攻撃、生活費を渡さない等の経済的圧迫、性的暴力等、多岐に渡り、いずれも被害者の心身に有害な影響を及ぼします。
全ての人が互いの人権を尊重し、安心して暮らせるよう、配偶者等からの暴力の防止に向け、周知啓発や相談体制の充実等の取組を進めます。

施策Ⅰ 配偶者等からの暴力に関する周知啓発

配偶者等からの暴力の防止のため、周知啓発や相談窓口等の周知を行うとともに、学校教育等における人権教育を通じて、配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であることについて、理解の促進を図ります。

NO 12 事業名	「DV防止法」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等に関する周知啓発				
	事業内容		担当課：子ども家庭支援センター		
市ホームページやDV周知啓発カード等を活用し、DV防止法やストーカー規制法に関する情報及び相談窓口等の周知啓発を行う。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	（担当評価） 実績実施に係る評価	（市民会議評価） 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		加害者対応を鑑み、相談窓口の周知については工夫し周知する。	A	A
実績 内容	市ホームページを活用した周知の外、庁舎及びあきる野ルピアのトイレの個室に市の相談窓口を記載したものを掲示するなど、相談窓口の周知を図った。				

NO 12 事業名	「DV防止法」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等に関する周知啓発				
	事業内容		担当課：企画政策課		
市ホームページやポスター等を活用し、DV防止法やストーカー規制法等の周知啓発を行う。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	（担当評価） 実績実施に係る評価	（市民会議評価） 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		引き続き、周知の方法及びチラシ等の設置場所を工夫しながら、継続して実施する。 市広報や市ホームページだけでなく、若年層にとって身近なTwitterなどのSNSを積極的に活用する。 設置したチラシ等の配布場所と部数について、引き続き記録を取り、実績を見ながら、より効果的な配布方法を検討していく。	B	B
実績 内容	年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を窓口に配置するとともに、市ホームページを通じて市民への情報提供を行った。 国が定める啓発週間に合わせ、市広報、市ホームページへの記事掲載、公共施設及び特設スペースにおけるポスター、啓発カード等の掲示・配布による情報提供及び意識啓発を実施した。また、新たに市のTwitterを活用した周知・啓発を行った。（広報掲載1回、市ホームページ更新1回、Twitter1回、特設コーナーでの啓発カードの配布実績1枚、窓口等での情報提供2件） 支援を必要とする方々が周りの目を気にすることなく相談窓口等の情報を得られるよう、トイレの個室に、周知用ポスターを掲示し情報提供を行った。				

NO 10	人権等に関する教職員の理解促進（再掲）		
事業名			
事業内容		担当課：指導室	
人権や男女平等等に関する理解促進のため、国や東京都からの情報を各学校に提供し、教職員の理解を促す。			

施策2 若年層に対する予防啓発の実施

若年層が性犯罪・性暴力に巻き込まれないよう、予防啓発や相談窓口の周知を行います。

NO 13 事業名	若年層の性暴力被害予防に関する周知啓発				
事業内容		担当課：企画政策課			
市ホームページやパンフレット等を活用し、被害の予防啓発や相談窓口の周知啓発を行う。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		市内において、比較的学生など若年層の利用がある図書館やルピアにおいてポスター等の掲示を行っているものの、若年層に情報が届いているか把握することが困難である。 若年層にとって身近なツールであるSNSの活用を積極的に行っていく必要がある。	引き続き、周知の方法及びチラシ等の設置場所を工夫しながら、継続して実施する。 市広報や市ホームページだけでなく、若年層にとって身近なTwitterなどのSNSを積極的に活用する。 設置したチラシ等の配布場所と部数について、引き続き記録を取り、実績を見ながら、より効果的な配布方法を検討していく。	B
実績 内容	年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を窓口に配置するとともに、市ホームページを通じて市民への情報提供を行った。 国が定める啓発週間に合わせ、市広報、市ホームページへの記事掲載、公共施設及び特設スペースにおけるポスター、啓発カード等の掲示・配布による情報提供及び意識啓発を実施した。また、新たに市のTwitterを活用した周知・啓発を行った。（広報掲載1回、市ホームページ更新1回、Twitter1回、特設コーナーでのカードの配布実績：1枚） 支援を必要とする方々が周りの目を気にすることなく相談窓口等の情報を得られるよう、トイレの個室に、周知用ポスターを掲示し情報提供を行った。				

施策分野 2 配偶者等からの暴力による被害者の支援

配偶者等からの暴力は、被害者の生命身体の安全に直結する問題であり、被害者の迅速な安全確保を行う必要があります。
このため、相談体制を充実させ、関係機関との連携により、被害者の安全を確保するとともに、自立に向け必要な支援を行います。

施策 1 配偶者等からの暴力に関する相談体制等の充実

配偶者等からの暴力を受けた際に、相談がしやすい体制や母子等を保護する体制を充実させます。

NO 14 事業名	女性相談、母子・父子相談の実施				
	事業内容		担当課：子ども家庭支援センター		
社会的、経済的に不安定な状況に置かれている母子・父子家庭や女性に対し、相談員による自立に必要な援助や指導等の相談を行う。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		相談者に寄り添い、それぞれの相談者に対し、よりよい問題解決ができるよう、引き続き取り組む。	A	A
実績 内容	相談件数 916件（延1,330件） ※うち、DV相談 延91件				
NO 15 事業名	母子等緊急一時保護の充実				
	事業内容		担当課：子ども家庭支援センター		
被害を受けた母子等の身の安全を確保する緊急一時保護の充実を図る。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		継続して実施する。	A	A
実績 内容	必要に応じて、身の安全を確保するための緊急一時保護を実施した。				

施策2 被害者の自立支援の推進

配偶者等からの暴力を受けた被害者が早期に自立できるよう、関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。

NO	16	被害者の自立支援の推進				
事業名		事業内容		担当課：子ども家庭支援センター		
被害者が落ち着いた生活を取り戻せるように、関係機関等と連携を図り、自立に向けた様々な支援を行う。						
令和4年度				令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題				
数値目標 に対する 実績	—		特になし。	入所施設、市各部署との連携、警察、児童相談所、女性センター等と連携し、継続して実施する。	A	A
実績 内容	母子生活支援施設入所世帯 2世帯					

施策3 関係機関との連携

配偶者等からの暴力を受けた被害者への適切な対応や円滑な支援を行うため、庁内関係部署における連携体制を維持します。

NO 17	庁内の関係部署による連絡会の運営				
事業名	事業内容		担当課：企画政策課・子ども家庭支援センター		
庁内の関係部署による連絡会を運営し、市内における配偶者等からの暴力などに関する情報の共有及び連携を図る。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		【企画政策課】 DV被害者支援マ ニュアルについ て、実務担当者の 運用上活かされて いるか、関係する 部署の全ての職員 に周知されている か等を把握した上 で、連絡会を開催 し、マニュアルの 改善に向けた協議 を行う必要があ る。	【企画政策課】 DV被害者への対応等 に関する現状を把握 するため、マニュアルの 運用状況、改善点等を 把握するための職員向 けアンケートを実施す る。連絡会等を通じ て、関係部署に結果を 共有するとともに、マ ニュアルの改善を図っ ていく。	B
実績 内容	【企画政策課】 連絡会の開催に向けて、DV被害者への対応等に関する 現状を把握するため、マニュアルの運用状況、改善点等 を把握するための職員向けアンケートの準備を進めた。 【子ども家庭支援センター】 「DV被害者支援マニュアル」を使用し、「DV被害者の 支援」をテーマに、子ども政策課の職員向け研修を実施 した。		【子ども家庭支援 センター】 特になし。	【子ども家庭支援セ ンター】 継続し、他部署に対し ても、「DV被害者マ ニュアル」を使用し、 研修等を実施する。	B

施策分野3 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援

配偶者等からの暴力に限らず、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、ストーカー行為、性暴力、虐待など、人権侵害となりうる様々な暴力の防止に向け、周知を行い、防止のための啓発及び相談支援を行います。

施策1 虐待等への相談支援及び防止の啓発

障がい者虐待や高齢者虐待の防止に向けて、法令や相談窓口の周知啓発等に取り組みます。また、将来的に虐待防止につながる若年層の健全育成に向け、非行防止のバトロール等の取組を進めます。

NO 18 事業名		障害者虐待防止法の周知啓発				
		事業内容		担当課：障がい者支援課		
広報紙や市ホームページ、市窓口等における広報に加え、関係機関との研修等を通して、障害者虐待防止法の周知啓発を行う。						
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題				
数値目標 に対する 実績	—		事業実施に関する 課題は特になし。 障がい者虐待への 対応は、幅広い虐 待防止に寄与する ものであるが、障 害者福祉の観点か ら取り組むもので あるため、男女共 同参画という視点 に特化した成果を 把握することは難 しい面がある。	障害福祉サービス等事 業所への虐待防止に 関する調査を継続する。 一般市民への周知は、 広報あきる野への掲載 や障がい者虐待防止の パンフレットの配置等 を行う。	A	A
実績 内容	障がい者虐待防止の周知・啓発を目的に、障がい者虐待 防止に関する記事を広報あきる野に掲載した。 障害福祉サービス等事業所に対し、書面による虐待防止 調査を実施した。					

NO 19 事業名		高齢者虐待防止法の周知啓発				
		事業内容		担当課：高齢者支援課		
市及び地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待に関する相談窓口の周知啓発を行う。						
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題				
数値目標 に対する 実績	—		虐待の防止及び早 期発見には、民生 委員及び介護保険 事業者も重要な位 置にあるため、そ ういった関係者に 対しても周知を 図っていく必要が ある。	継続して周知に取り組 む。	A	A
実績 内容	高齢者虐待の相談窓口を広報あきる野及び市ホームペ ージにより周知した。令和4年度中に27件の高齢者虐待通 報に対応した。また、高齢者虐待防止ネットワーク会議 にて虐待事例の情報共有を図った。					

NO 20	障害者虐待防止センターの運営				
事業名	事業内容		担当課：障がい者支援課		
障がい者虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速かつ適切な対応を図るため、24時間対応を行う「障害者虐待防止センター」を運営し、障がい者及び養護者の支援体制を強化する。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		継続して、障害者虐待防止センターを運営し、障がい者虐待の防止や迅速な虐待対応ができる体制を維持する。	A	A
実績 内容	障がい者虐待の届出・通報受理、受理後の障がい者の安全・事実確認、障がい者及び養護者の相談・指導及び助言、障がい者虐待防止の普及啓発を市担当課と連携し、実施した。				
NO 21	青少年健全育成活動の充実				
事業名	事業内容		担当課：生涯学習推進課		
非行防止のパトロールや不健全図書類に関しての店舗立ち入り調査などの活動を通じて、青少年の健全育成を図る。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		継続して実施する。	B	B
実績 内容	青少年健全育成地区委員会を中心に、非行防止のパトロールや児童の登下校の見守りを行うとともに、青少年顕彰ふるさと委員会から6人が東京都青少年健全育成協力員として、市内の図書販売店舗において不健全図書類の陳列状況等について立入調査を行い、青少年の健全育成を図った。				

施策2 ハラスメント防止のための意識啓発

セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等のハラスメントを防止するため、市民のみならず、市内事業所等に対する意識啓発に取り組みます。

NO 22 事業名		男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発			
事業内容		担当課：企画政策課			
ハラスメントの防止及び性犯罪の撲滅に向け、市ホームページやパンフレット等を活用し、意識啓発を図る。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績	課題				
数値目標 に対する 実績	—	引き続き、周知の方法及びチラシ等の設置場所を工夫しながら、継続して実施する。 ポスターやチラシについては、対象となる市民の目につきやすい場所への設置・掲示を行う。 設置したチラシ等の配布先と部数について、継続して記録をとり、今後の配布方法の検討材料とする。	B	B	
実績 内容	年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を窓口に配置するとともに、市ホームページを通じて市民への情報提供を行った。 国が定める啓発週間に合わせ、市広報、市ホームページへの記事掲載を行った。 (広報掲載1回、市ホームページ更新1回、ハラスメント防止セミナーに関する窓口等での情報提供1件)				

NO 22 事業名		男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発			
事業内容		担当課：商工振興課			
ハラスメント防止に向け、市内事業所に対して周知啓発を行う。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績	課題				
数値目標 に対する 実績	—	継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図る。	A	A	
実績 内容	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置したほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。				

NO 22 事業名		男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発			
事 業 内 容		担当課：職員課			
ハラスメント防止のため、職員に対し、研修等の充実を図る。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績	課題				
数値目標 に対する 実績	—	職員に対する意識 付けが計画的かつ 継続的に行えるよ う、研修計画で設 定し実施していく 必要がある。	職員の派遣を実施する とともに、独自研修の 実施について検討す る。	A	A
実績 内容	東京都市町村職員研修所で実施の新任係長及び新任課長 を対象としたハラスメント研修に、15人派遣した。 係長 10人 課長 5人 東京都等が作成したハラスメントのチラシを職員課に設 置し、意識啓発を図った。				

方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進

施策分野Ⅰ 職業生活における女性の活躍の推進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の改正などにより、男女が性別により差別されることなく、その個性と能力を十分に発揮できる雇用環境へと改善が進められています。しかしながら、依然として、従来の固定的な性別役割分担意識により、希望する働き方の選択肢は限られています。

このため、女性活躍推進法に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性がその能力等を発揮できるよう、雇用環境の改善に向けた情報提供、就労支援等に取り組めます。

施策分野Ⅰの数値目標	基準値	目標値	令和4年度末実績
「職場で男性と女性が平等になっているか」について、「男女平等である」と感じる比率 (市民アンケート調査による)	28.7% R2年度実施	35%	27.7% R4年度実施

施策Ⅰ 男女の雇用機会と待遇の均等確保

男女が職場においてその個性や能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の改善に向けた情報提供、労働相談、小・中学生が様々な職業に触れる機会の創出等に取り組めます。

NO 23 事業名		育児・介護休業制度の普及啓発			
事業内容		担当課：商工振興課			
市内事業所に向け、育児・介護休業制度の普及啓発を図る。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績	課題				
数値目標 に対する 実績	—				
実績 内容	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置したほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るためには、行政による継続的な促進策が必須と言える。 今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知との連動など、複合的な施策展開について検討する必要がある。 継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図る。	A	A	

NO 23 事業名		育児・介護休業制度の普及啓発				
		事業内容		担当課：職員課		
職員に対し、育児・介護休業制度の普及啓発を図る。						
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
		事業実績				
数値目標 に対する 実績		目標：R8.3.31までに (1)男性職員の育児休業取得率：50% (2)女性職員の育児休業取得率：100% (3)男性職員の育児休業(1か月以上)取得率25% 実績：令和4年度 (1)男性職員の育児休業取得率：18.2% (2)女性職員の育児休業取得率：100% (3)男性職員の育児休業(1か月以上)取得率：9.1%		引き続き、育児休業対 象者及び関係者に対 し、育児休業に関する 情報を説明するととも に、管理・監督職等に 研修を行う。	B	B
実績 内容		「あきる野市特定事業主行動計画」で定める育児休業の 取得率の数値を目標として、対象職員及び所属長に対 し、適宜、育児休業に関する説明を行うとともに、監督 職である係長級に研修を行った。				
NO 24 事業名		パートタイム労働等に関する情報収集及び提供				
		事業内容		担当課：商工振興課		
パートタイム労働等の労働条件向上のため、情報収集及び提供を行う。						
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
		事業実績				
数値目標 に対する 実績		—		継続してチラシやリー フレットによる周知啓 発を図る。	A	A
実績 内容		国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施 設へ設置し市民への周知を図ったほか、あきる野商工会 の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発 を図った。				

NO 25 事業名		労働相談の実施			
		事業内容	担当課：市民課		
市民相談の一環として、労働に関する法や制度等の相談を実施する。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		弁護士による法律相談の実施や東京都労働相談情報センター等を紹介する。また、労働に関するちらしを窓口に配置する。	A	A
実績 内容	労働に関して法的な問題がある時は、法律相談を受けていただいた。また、東京都労働相談センター等の相談窓口を紹介するなどの対応をした。				

NO 25 事業名		労働相談の実施			
		事業内容	担当課：商工振興課		
労働相談を実施する。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図るとともに、窓口や電話による相談があった場合には、適切な窓口を案内する。	A	A
実績 内容	国や東京都等が作成した、労働相談に関するチラシやリーフレットを公共施設へ設置し市民への周知を図ったほか、あきる野商工会の窓口を設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。 また、窓口や電話により相談があった場合には、相談内容に応じて、東京都労働相談センターや東京労働局総合労働相談コーナー等など、適切な相談窓口を案内した。				

NO 26 事業名		啓発活動の推進				
		事業内容		担当課：商工振興課		
商工業等の自営業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報提供を行う。						
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
		事業実績				
数値目標 に対する 実績		—		継続してチラシやリー フレットによる周知啓 発を図る。	A	A
実績 内容		国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置し市民への周知を図ったほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。				

NO 26 事業名		啓発活動の推進				
		事業内容		担当課：農林課		
女性就農者の確保に向けて、農業における女性の労働条件等の改善のため、情報提供を行う。						
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
		事業実績				
数値目標 に対する 実績		目標：R9.3.31までに 新規女性就農者1人以上 実績：令和4年10月に、女性1名が認定新規就農者となり、令和5年4月から就農開始となった。		新型コロナウイルス感染拡大防止により中止となっていた各種セミナーやフォーラムの再開が待たれる。	引き続き、新規女性就農者の確保をめざし、就農に関するセミナー等の情報提供を行うとともに、就農相談に乗る。	A
実績 内容		就農に関するチラシ等の情報提供や就農計画作成などのバックアップをした。				

NO 27 事業名		個にとって望ましい勤労観・職業観を育む教育の充実			
事業内容		担当課：指導室			
学校教育において、自己の生き方を考える指導を推進し、個に応じた望ましい進路選択ができる能力の向上を図る。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績					
数値目標 に対する 実績	—		特別活動を中心に、教育活動全体を通じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を目指してキャリア教育の充実を図る。	B	B
実績 内容	各校がキャリア教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、キャリア教育で育成を目指す4つの基礎的・汎用的能力の育成を図った。 ①人間関係形成・社会形成能力 ②自己理解・自己管理能力 ③課題対応能力 ④キャリアプランニング能力 中学校は、職場体験を通して考え、小学校は基礎の人間関係を考えて行動することを発達段階に応じて指導している。				

NO 28 事業名		様々な職業に触れる機会の創出			
事業内容		担当課：指導室			
学校教育において、最先端の技術を有する市内事業所の見学など、様々な職業に触れる機会の創出に取り組む。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績					
数値目標 に対する 実績	—		各校が年間指導計画を踏まえ、意図的・計画的に体験・見学先を確保し、様々な職業に触れる機会を創出できるようにする。	B	B
実績 内容	総合的な学習の時間等において、自ら設定した課題について、様々な事業所等を調査・見学したり、職業体験をしたりすることで課題を解決し、必要な資質・能力の育成を図った。				

NO 29 事業名		あきる野市特定事業主行動計画の推進			
事業内容		担当課：職員課			
あきる野市特定事業主行動計画を推進するとともに、推進状況を公表する。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績	課題				
数値目標 に対する 実績	—	引き続き、対象者及び関係者に対し、制度の情報を説明するとともに、管理・監督職に研修を行う。	A	A	
実績 内容	男女別の育児休業取得率、男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得促進を図るとともに、取得率など8項目を4月に公表した。 ①女性職員の採用割合②採用試験の受験者の女性割合③職員の女性割合④男女別の育児休業取得率⑤女性職員の超過勤務の状況などの8項目を公表した。				

施策2 女性等の能力発揮と職業能力開発の支援

女性等の就職や再就職、起業等について、能力開発の支援や情報提供に取り組みます。

NO 30 事業名		就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集及び提供			
事業内容		担当課：商工振興課			
就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集及び提供を行う。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績	課題				
数値目標 に対する 実績	—	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るためには、行政による継続的な促進策が必須と言える。 今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知のほか、Bi@Staにおける就労支援機能を周知していく必要がある。	継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図るほか、Bi@Staにおける就労支援機能の周知を図る。	A	A
実績 内容	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置し市民への周知を図ったほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。 また、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staにおいて、ハローワークの求人情報端末の設置や市内事業者の求人情報を掲載し、情報提供を行った。				

NO 31 事業名		子育て中の女性の再就職支援の実施				
		事業内容		担当課：商工振興課		
就労意欲を持つ子育て中の女性に対し、ワーキングセミナーを開催することや再就職に関する情報を提供する。						
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
		事業実績				
数値目標 に対する 実績		—		継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図るほか、Bi@Staにおける就労支援機能の周知を図る。また、ハローワーク青梅との共催による子育て中の女性を対象とした「お母さんセミナー」を開催する。	A	A
実績 内容		国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置し市民への周知を図った。 また、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staにおいて、ハローワークの求人情報端末の設置や市内事業者の求人情報を掲載し、情報提供を行った。 さらに、ハローワーク青梅との共催により、子育て中の女性を対象とした「お母さんセミナー」を開催した。 令和4年度「お母さんセミナー」実績 第1回 6月10日 参加者：4人 第2回 9月 9日 参加者：3人 第3回 12月 9日 参加者：2人 ※ 内容はいずれもハローワークの取組紹介、就活の準備、履歴書等の書き方など				

NO 32 事業名		起業に関する支援				
		事業内容		担当課：商工振興課		
女性の起業活動を支援する。						
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
		事業実績				
数値目標 に対する 実績		—		継続して実施する。 また、創業セミナー等を実施することにより、Bi@Staの周知・PRを図る。	A	A
実績 内容		国、東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設に設置することやあきる野商工会に対し窓口での配布を依頼することで、普及啓発を図った。 また、Bi@Staの創業支援事業の一環として、必要に応じて情報提供を行った。 女性創業者：5人（令和4年度実績）				

NO 33 事業名		空き店舗活用の支援				
		事業内容		担当課：商工振興課		
起業を目指す女性を支援するため、空き店舗等の情報提供を行い、活用促進を図る。						
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題				
数値目標 に対する 実績	—		五日市活性化戦略委員会において「空き店舗見学会」を開催しているが、見学会で紹介できる空き店舗の物件数に限りがある。	引き続き、五日市活性化戦略委員会において「空き店舗見学会」を開催し、見学会で紹介できる物件の開拓の支援を行う。 あきる野商工会と連携し、起業を目指す女性へ「空き店舗見学会」に参加してもらえるように支援していく。	A	A
実績 内容	五日市活性化戦略委員会において「空き店舗見学会（3日間）」を実施した。（参加者9人） あきる野商工会を通じて、あきる野創業塾参加者へ見学会のチラシを配布し、周知を行った。					
NO 34 事業名		ひとり親家庭への自立支援給付費の支給				
		事業内容		担当課：子ども家庭支援センター		
ひとり親家庭の親の就業の際に、職業スキルの向上等、主体的な能力開発を支援する。						
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題				
数値目標 に対する 実績	—		市を始め、各種学校やハローワークからの周知もあるが、経済的な自立や生活環境の向上を目指し、資格取得を目指している方など、本当に必要な方への周知が行き届いているかは、確認が取れない。	課題はあるもののあきる野市は近隣市の実績数と比較し、利用者が多い水準を保っているため、継続して実施する。	A	A
実績 内容	自立支援教育訓練給付金 1件 高等職業訓練促進給付金 7件 高等職業訓練修了支援金 2件					

NO 35 事業名		ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実			
事業内容			担当課：子ども家庭支援センター		
ひとり親家庭の親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	目標：R7.3.31までにヘルパー派遣の利用件数：3件(延べ200日) 実績：利用件数 1件（延べ51日）	従前より継続的に周知をしており、対象となる世帯への説明を行っているが、本人の希望により、利用につながらないことがある。子ども担当からも支援が必要な対象世帯には声かけをしている。また、同時に当該事業を委託できる事業者が少ない。	従前どおり、周知するとともに、子ども家庭支援センターと連携し、継続して対象世帯に声かけを実施する。	B	B
実績 内容	利用件数 1件（延べ51日）				

施策分野2 ワーク・ライフ・バランスの推進

男性も女性も、一人一人が、やりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などの様々な場や各自のライフステージにおいて、多様な生き方が選択・実現できる環境を整備していくことが求められています。

このため、「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「生活」との調和がとれ、双方が充実しているワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、意識啓発や子育て・介護支援等の取組を進めていきます。

施策分野2の数値目標	基準値	目標値	令和4年度末実績
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「内容を含めて知っている」という比率（市民アンケート調査による）	31.0% R2年度実施	35%	29.3% R4年度実施
あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業における認定事業所数	4社 R3.10.1現在	10社	4社

施策1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発に取り組みます。

NO 36 事業名		ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発			
事業内容		担当課：企画政策課			
国や東京都と連携し、市ホームページ等の活用により、市民等に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績	課題				
数値目標 に対する 実績	—	市民が企画政策課窓口において、チラシ等を目にした り、手に取る機会は少ないため、チラシ等の設置、掲示場所について、工夫する必要がある。 特に講座や啓発イベント等のチラシについては、対象となる世代、立場の方々比較的訪れやすい施設、窓口等に配置する必要がある。	引き続き、周知の方法及びチラシ等の設置場所を工夫しながら、継続して実施する。 ポスターやチラシについては、対象となる市民の目につきやすい場所への設置・掲示を行う。設置したチラシ等の配布先と部数について、継続して記録をとり、今後の配布方法の検討材料とする。 また、都のライフ・ワーク・バランスに関する情報発信サイトや市の公式SNS等を活用し、情報発信力を高める。	B	
実績 内容	国や都から提供のあったセミナー等のチラシ、啓発用リーフレット等を企画政策課、商工振興課、子ども家庭支援センター等の窓口に設置した。 また、市が実施する「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業」について、市広報及び市ホームページでPRを行うとともに、商工会の全会員（約1,600団体）向けにチラシを配布し、事業の周知を図った。 （広報掲載1回、ホームページ更新1回、窓口等での情報提供4件）				

NO 36 事業名	ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発				
	事業内容		担当課：商工振興課		
市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図る。	A	A
実績 内容	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置したほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。				

NO 36 事業名	ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発				
	事業内容		担当課：職員課		
職員に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	目標：R8.3.31までに 年次有給休暇の平均取得日数 15日以上 実績：平均取得日数10.6日（令和4年度実績）		勤怠管理等に係る適切な助言等を行うとともに、職員の流動対応や会計年度任用職員の任用に加え、テレワークの勤務形態等を継続して実施する。	A	A
実績 内容	ノー残業デーの周知及び週休日の振替（休日の代休を含む。）の促進に取り組むとともに、年次有給休暇の取得率が低い管理職に対し、研修等で周知するなどしている。				

NO 37 事業名		ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知			
事業内容		担当課：企画政策課			
ワーク・ライフ・バランスの啓発に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む市内事業所を認定するとともに、広報紙等でその取組内容を周知する。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績					
数値目標 に対する 実績	目標：R9.3.31までにワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業における認定事業所数：10社 実績：認定事業所数：4社（R4年度末時点）		認定事業に関する周知及び認定済み事業所に関する周知を継続して実施するとともに、庁内ヒアリングを行うなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所等の情報収集をし、該当する事業所等に直接PRする。 また、国や都が認定している、ワーク・ライフ・バランスを推進している企業、仕事と家庭の両立支援を積極的に進めている企業を参考にし、市内の関連事業所等に直接PRする。	B	B
実績 内容	「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業実施要綱」に基づき、事業所認定を進めるため、市広報及び市ホームページで事業のPRを行ったほか、商工会の全会員（約1,600団体）向けにチラシを配布し、事業の周知を図ったが、新たな事業所の認定には至らなかった。 また、事業のPRに当たっては、既に認定されている4事業所に対して、再度取組状況を確認し、内容を更新した上で、市ホームページ及びチラシを通じて各事業所の取組を紹介した。				
NO 37 事業名		ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知			
事業内容		担当課：商工振興課			
ワーク・ライフ・バランスの啓発に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所として認定された事業所について、あきる野商工会を通じてその取組内容を周知する。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績					
数値目標 に対する 実績	—		継続してチラシやリーフレットの設置及びポスターの掲示等による周知啓発を図る。	A	A
実績 内容	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットをあきる野商工会の窓口に設置したほか、あきる野商工会を含む認定事業者4社のポスターを掲示し、市内事業者への普及啓発を図った。				

施策2 子育て支援による家庭生活との両立

男女がともに育児と家庭、仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に努めるとともに、地域全体で子育てを支える仕組みづくりに取り組みます。

NO 38 事業名						子育て支援に関する情報の発信											
						事 業 内 容			担当課：子ども政策課								
市ホームページ、メール配信サービス等の活用により、子育てに関する情報の発信を行う。																	
						令和4年度											
						事業実績			課題		令和5年度 実施予定内容		(担当評価) 実績実施に係る評価		(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価		
数値目標 に対する 実績		目標(令和6年度までに)： 1 子育て応援サイトのキッズ アクセス件数 122,890件 2 子育て応援アプリのキッズ ダウンロードユーザー 2,402人 実績(令和4年度)： 1 子育て応援サイトのキッズ アクセス件数 111,025件 2 子育て応援アプリのキッズ ダウンロードユーザー 1,567人 (令和5年3月末時点)								子育て支援ガイド ブックについて は、より広く活用 していただけるよ うに、今後、配布 先や配布部数など 配布方法の検討を 行う必要がある。		継続して周知方法等を 工夫しながら、子育て 支援情報を発信する。 子育て支援ガイドブック については、令和6 年度に新たなガイド ブックを発行する。 子育て応援サイトやア プリについては現状分 析を行い、プッシュ型 の子育て支援施策に関 する通知など、有効な 機能の活用について検 討する。		B		B	
実績 内容		男女が共に育児と仕事の両立ができるよう、子育て支援 ガイドブックや「子育て応援サイトのキッズ」等によ り子育て支援情報を発信した。 ※ 子育て支援ガイドブック2022 発行部数 5,000部(2年分)															
NO 35 事業名						ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実(再掲)											
						事 業 内 容			担当課：子ども家庭支援センター								
ひとり親家庭の親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する。																	
NO 39 事業名						子育てグループ等への活動支援											
						事 業 内 容			担当課：子ども家庭支援センター								
地域の子育てグループ(子育てサークル)に関する情報を把握し、情報提供に取り組むとともに、情報交換のために連絡会や交流会等の機会を設ける。																	
						令和4年度											
						事業実績			課題		令和5年度 実施予定内容		(担当評価) 実績実施に係る評価		(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価		
数値目標 に対する 実績		—				コロナ禍におい て、講座の回数や 人数を減らして実 施していたことか ら、講座の認知度 が下がり、子育て 講座の参加者数が 減少傾向にある。 そのため、引き続 き周知していくと ともに、内容等の 見直しが必要であ る。				引き続き講座を実施し ていくとともに、対象 者が講座へ参加しやす いよう、また、参加し たいような講座を 新しく実施していく必 要があるため、検討し ていく。		B		B			
実績 内容		子育て講座からグループ化した集まりの代表者を対象 に、情報交換会やグループの相互の交流会「クリスマス 会」の場を提供した。															

NO 40 事業名						ファミリー・サポート・センターの運営																		
						事業内容			担当課：子ども家庭支援センター															
地域で育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織であるファミリー・サポートセンターを運営する。																								
						令和4年度																		
						事業実績			課題		令和5年度 実施予定内容		(担当評価) 実績実施に係る評価		(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価									
数値目標 に対する 実績						—			新型コロナウイルス感染症の影響が 落ち着いてきていることから、今 後、利用者が増加 していくことが見 込まれる。現在、 提供会員の高齢化 に加え、新規提供 会員の登録が頭打 ちとなっているた め、今後、人員確 保と資質の向上が 必要である。		継続して実施する。 市ホームページでの周 知やイベント等でのチ ラシの配布など、多く の人が目にする媒体を 積極的に活用し、事業 の周知・啓発を図る。		B		B									
実績 内容						提供会員養成講習会、意見交換会及び会員交流会を実施した。 1 登録者数 766人 (1)提供会員数(育児の援助をしたい方) 193人 (2)依頼会員数(育児の援助をしてほしい方) 558人 (3)両方会員数 15人 2 活動件数 939件																		
NO 41 事業名												乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業の実施												
												事業内容			担当課：子ども家庭支援センター									
保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業を実施する。																								
												令和4年度												
												事業実績			課題		令和5年度 実施予定内容		(担当評価) 実績実施に係る評価		(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価			
数値目標 に対する 実績												—			1 子どもショートステイ事業 ひとり親世帯などの子どもが体調不良などで緊急時に全く連絡が取れない場合等は、受入れ困難としているが、対応を検討する必要がある。 2 乳幼児一時預かり事業 利用者数が増えているため特になし		1 子どもショートステイ事業 365日通年での利用が可能となっている。 また、令和5年度から新たに小学生を対象に、母子生活支援施設「網代ホームきずな」とショートステイ事業の委託契約を結び、協力家庭と共に実施する。 2 乳幼児一時預かり事業 継続して実施する。広報あきる野や子育て応援メールのほか、乳幼児健診などで事業の周知・啓発を図り、利用者の増加に繋げる。		B		B			
実績 内容												1 子どもショートステイ事業 (1)実施施設 東京恵明学園(1か所) (2)定員 0歳から2歳まで5人、3歳から5歳まで5人 (3)利用者実人数 37人(延べ198日) (4)協力家庭(市内5世帯) (5)定員 小学1年生から6年生まで5人 (6)利用者実人数 9人(延べ22日) 2 乳幼児一時預かり事業(一般型) (1)登録人数：135人 (2)延べ利用人数：704人 (3)利用時間単位の総数：1,650枠												

NO 4 1 事業名		乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業の実施			
事業内容		担当課：保育課			
保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやりフレッシュしたいときに利用できる乳幼児一時預かり事業を実施する。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績					
数値目標 に対する 実績	—	空きスペース等を利用するため、全てのニーズに対する確保が難しい。	継続して実施する。	A	A
実績 内容	私立保育所12園と認証保育所2園で実施した。 合計人数：延べ147人 4時間以内：延べ71人 4時間以上：延べ76人				
NO 4 2 事業名		病児・病後児保育の実施			
事業内容		担当課：子ども家庭支援センター			
保育所に通所中の児童等が、病気で通所できないときや、病気の回復期にあり、集団保育が困難なときに、施設で一時的に預かる事業を実施する。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績					
数値目標 に対する 実績	—	周知はされてきたものの、子育てと就労の両立を支援する中で、病児保育室の利用対象児童数に対し、登録者数がまだ少ない状況である。	継続して実施する。 ホームページや子育て応援メール、乳幼児健診等でのチラシの配布など、多くの人が目にする媒体を積極的に活用し、事業の周知・啓発を図る。 また、秋川流域の日の出町及び檜原村に対する情報発信をしていく。	B	B
実績 内容	病児・病後児保育事業 新規登録人数 100人 延べ利用人数 288人				

NO 43 事業名	子育て支援のための場の充実					
事業内容		担当課：子ども家庭支援センター				
乳幼児を持つ親の交流や育児情報の提供等を行うための場の充実を図る。						
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績		課題				
数値目標 に対する 実績	—					
実績 内容	1 子育てひろばの自由開放 市内5か所の子育てひろばで自由開放を実施した。 2 子育て支援事業等の啓発 「るのキッズ通信」や「子育て応援メール」で子育て支援事業等の啓発活動を実施した。 3 交流及び情報交換の場の提供 子育てグループに対して、交流及び情報交換の場を提供した。		民間保育所へ委託している「子育てひろば」事業の認知度が低いので、タイアップをしながら周知・啓発が必要である。	継続して実施する。	B	B

NO 44 事業名	延長保育、幼稚園型一時預かり事業及び休日保育事業の実施				
事業内容		担当課：保育課			
保護者の就労形態の多様化や就労時間等の状況を考慮して、保育園での延長保育、幼稚園での幼稚園型一時預かり事業及び休日保育を実施する。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—				
実績 内容	1 延長保育実績 公立保育園 3園 (延べ 118人) 私立保育園 11園 (延べ19,467人) 2 幼稚園型一時預かり実績 私立幼稚園 3園 認定こども園 4園 (延べ20,765人) 3 休日保育実績 私立保育園1園 (延べ141人)		1 延長保育 継続して実施する。 2 幼稚園型一時預かり コロナ禍が落ち着きつつあり、利用者数が徐々に回復傾向にある。保護者が児童を預けやすい環境を整えるとともに、受入れを行う園に対して、運用・財政面で支援を継続していく。 3 休日保育 継続して実施する。	A	A

NO 45 事業名	読書推進事業の充実				
事業内容			担当課：図書館		
働いている保護者も親子で参加できるよう、休日にも実施するなど、事業の充実を図る。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		今後も参加しやすい日 時や内容を工夫し、事業 の充実を図る。広報 あきる野、図書館ホーム ページ、メール配信 等を利用し事業のPR を積極的に行う。	B	B
実績 内容	新型コロナ対策のため、参加者相互の距離をとるなど工夫を行いながら、読書推進事業として、おはなし会、工作会及び人形劇の事業を実施した。子育て世代が親子で参加できるよう、年98回実施したおはなし会のうち52回を休日に開催した。また、年5回の工作会や年3回の人形劇はすべて休日に行う等、事業の充実を図った。				
NO 46 事業名	学童クラブの充実				
事業内容			担当課：子ども政策課		
男女ともに働き続けることができるよう、学童クラブへの入会や育成時間の延長を実施する。また、受入人数の拡大など、学童クラブの充実を図る。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	目標：R7.3.31までに学童クラブの待機児童数：0人 実績：R5.3.31までの学童クラブの待機児童数：40人		市内17か所の学童クラブにおいて、保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童を受け入れ、適切な遊び及び生活の場を提供する。育成時間については、午前の時間帯、午後の時間帯においてそれぞれ育成時間を延長し、保護者の多様な働き方に対応する。待機児童が生じた場合は、児童館の特例利用により居場所の確保を図る。	B	B
実績 内容	市内17か所の学童クラブにおいて、保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童を受け入れ、適切な遊び及び生活の場を提供した。学童クラブへの受け入れに当たっては、4月当初で1,013人を受け入れた。 午前の時間帯、午後の時間帯においてそれぞれ育成時間を延長し、保護者の多様な働き方に対応した。 また、待機児童が91人生じたため、児童館の特例利用により居場所の確保を図った。				

NO 47 事業名		教育相談体制の充実			
事業内容		担当課：指導室			
特別な支援を要する児童・生徒や悩み・不安を抱えている児童・生徒の保護者への相談体制の充実を図る。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績					
数値目標 に対する 実績	—		教育支援室の指導員による巡回相談、中学校3校及び市役所別館に居場所機能として設置したカラフルルーム、及び新たに中学校3校に配置した校内別室指導支援員を活用し、特別な支援を要する児童・生徒及びその保護者の相談体制を充実させる。	B	B
実績 内容	教育相談所、教育支援室、スクールソーシャルワーカー（SSW）及び子ども家庭支援センター等の関係機関と連携して、児童・生徒の適切な支援につなげた。 R4各実績（実績値であり、連携案件数ではない） 教育相談所：通所1,601件 電話142件 教育支援室：47人 SSW：53世帯（63人）				

施策3 介護支援による家庭生活との両立

男女がともに介護と家庭、仕事の両立ができるよう、介護保険サービス等の充実に取り組みます。

NO 48 事業名		介護保険制度等の周知啓発			
事 業 内 容		担当課：高齢者支援課			
介護保険制度等の周知啓発を行い、要介護、要支援者への介護サービスの充実を図る。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績	課題				
数値目標 に対する 実績	—	引き続き、これまでの 取組を継続する。 介護人材の補助金につ いて制度改正し、充実 を図る。 新型コロナウイルス感 染症が5類となったこ とから、11月の介護 の日のイベントの開催 について、介護事業者 と協議をしていく。	A	A	
実績 内容	広報あきる野・市ホームページへ制度に関する記事を掲載し、周知啓発を行った。 あきる野市介護保険推進委員会、あきる野市介護保険事業計画策定委員会における委員会への市民参画に取り組んだ。 市内事業所に就労を希望する者に対する入門的研修を実施した。 介護人材確保に向けた3つの補助金による事業者等の支援を実施した。 産業祭での行政ブースを出展し、介護に係る相談を実施した。				

NO 49 事業名		介護教室の実施					
		事業内容		担当課：高齢者支援課			
介護に男女が共同して参加できるよう、家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得してもらうことを目的に、介護教室を実施する。							
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
		事業実績					課題
数値目標 に対する 実績		目標：R6.3.31までに (1)介護教室の実施回数：9回 (2)介護教室の参加者：180人 実績：R4年度実績 (1)介護教室の実施回数：9回 (2)介護教室の参加者：107人		新型コロナウィル ス感染症対策のため参加者を制限した開催となつてしまった。主たる介護者となる可能性のある現役世代、男性の参加者を増やすことが難しい。	介護に男女が共同して参加できるよう、家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得してもらうことを目標とした教室を実施する。 参加しやすい日時（土・日曜日並びに夜間）の教室の実施を検討する。	A	A
実績 内容		介護に男女が共同して参加できるよう、家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得してもらうことを目的に、介護教室を実施した。 介護教室の実施回数：9回 介護教室の参加者数：107人					

NO 50 事業名		相談体制の充実					
		事業内容		担当課：障がい者支援課			
障がい者相談支援センターにおいて、在宅で障がい者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。							
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
		事業実績					課題
数値目標 に対する 実績		—		事業実施の課題は特になし。障がい者の介護等に係る相談支援は、子育て支援や介護支援に寄与するものであるが、障害者福祉の観点から取り組むものであるため、男女共同参画という視点に特化した成果を把握することは難しい面がある。	継続して実施する。	A	A
実績 内容		精神障がい者相談支援センターで精神障がい者の日常生活の支援、家族も含めた相談支援、地域交流活動等を実施した。また、障がい者就労・生活支援センターで就労支援のほか、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援等を実施した。					

NO 50 事業名		相談体制の充実			
事 業 内 容		担当課：高齢者支援課			
地域包括支援センターにおいて、在宅で高齢者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績					
数値目標 に対する 実績	—	3センターの相談 対応を統一するた め、定期的な連絡 会において情報を 共有し、指導して いく必要がある。	継続して、相談対応を 実施していく。相談内 容、対応方法を連絡会 において共有してい く。	A	A
実績 内容	地域包括支援センターを市内3か所に設置し、在宅で高 齢者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応し た。 相談件数 10,801件				

方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援

施策分野Ⅰ リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、男女ともに持つ権利であり、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、特に女性における健康上の問題について、理解や支援が求められています。

このため、自らの意思に基づき、自分らしく生きることができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発を行うとともに、妊娠・出産に当たって必要な相談及び支援に取り組みます。

施策Ⅰ リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発

リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、男女が互いに理解するとともに、本人の意思が尊重されるよう正しい知識や情報の啓発に取り組みます。

NO 51 事業名		リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発			
事業内容		担当課：健康課			
妊娠や出産について、女性の自己決定権が十分尊重されるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績					
数値目標 に対する 実績	—	新型コロナ対策のため、人数制限やグループワークの実施を中止をしていたため、仲間・地域とのつながり作りが少ない実施となった。	新型コロナ対策を講じながら、継続して実施する。	B	B
実績 内容	夫婦が協力して出産、子育てをする知識を得るため、体験を通して親になる心の準備ができるよう、また、子育て支援となる資源を知り、仲間・地域とのつながりの必要性を理解してもらうため、妊婦及びその家族を対象に母親学級（両親学級）を実施した。（新型コロナ対策のため、プログラムの縮小や入れ替え制などによって実施した。） 1 平日コース（3日制） 4学級 受講者延数 94人 2 土曜コース 4学級 受講者延数 67人				

NO 51	事業名					リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発									
事業内容						担当課：企画政策課									
妊娠や出産について、女性の自己決定権が十分尊重されるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。															
令和4年度						令和5年度 実施予定内容		(担当評価) 実績実施に係る評価		(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価					
事業実績					課題										
数値目標 に対する 実績		—				継続して実施する。 市ホームページへの掲載のほか、市の公式SNSを活用した周知についても検討する。		B		B					
実績 内容		国際女性デー（3月8日）を契機としたリプロダクティブ・ヘルス／ライツへの興味・関心を促す呼びかけ及びリプロダクティブ・ヘルス／ライツに係るページを市ホームページにて公開した。（通年掲載）													
NO 52	事業名										両親学級の充実				
事業内容						担当課：健康課									
両親学級を開催し、家族に対しても妊婦や乳児の健康管理と正しい知識の普及啓発を図る。															
令和4年度						令和5年度 実施予定内容		(担当評価) 実績実施に係る評価		(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価					
事業実績					課題										
数値目標 に対する 実績		—				新型コロナ対策を講じながら、継続して実施する。		B		B					
実績 内容		夫婦が協力して出産、子育てをする知識を得るため、体験を通して親になる心の準備ができるよう、また、子育て支援となる資源を知り、仲間・地域とのつながりの必要性を理解してもらうため、妊婦及びその家族を対象に母親学級（両親学級）を実施した。（新型コロナ対策のため、プログラムの縮小や入れ替え制などによって実施した。） 1 平日コース（3日制） 4学級 受講者延数 94人 2 土曜コース 4学級 受講者延数 67人													

施策2 妊娠・出産に関する支援

母性保護に向けた環境づくりと啓発活動の推進及び妊産婦に対する保健指導や健康診査の実施等、母子保健事業の充実を図ります。

NO 53 事業名		妊娠・出産に関する健康支援			
事業内容		担当課：健康課			
妊娠経過の確認と妊娠の身体異常の早期発見や健康保持・増進の充実を図る。また、出産後に新生児訪問を実施し、育児に関する悩みや産後の体調などの相談支援を行う。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		継続して実施していくとともに、令和5年度は、妊婦超音波検査受診票を2～4回分（3枚）追加配付する。 また、子育て家庭に寄り添って保健師等が面談を実施し、ニーズに合わせた必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を通じて妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援を実施していく。	B	B
実績 内容	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するために、妊婦面接、妊婦訪問、妊婦健康診査（助成券の配布）を実施した。 また、出産後、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問を実施した。				

NO 54 事業名		先天性風しん症候群対策風しん予防接種の実施			
事業内容		担当課：健康課			
風しんによる妊娠中の発病予防や胎児への影響を予防するため、妊娠を希望される方等を対象とした抗体検査を実施し、低抗体者に対して、風しんの予防接種を行う。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		継続して実施する。 広報あさる野や市ホームページなどで周知を図っていく。	A	A
実績 内容	妊娠を希望又は予定する女性とその同居者、妊婦の同居者に抗体検査を実施し、低抗体者には風しんの予防接種を実施した。 抗体検査 27件 予防接種 28件				

NO 55 事業名		育児相談の充実					
		事業内容		担当課：健康課			
乳幼児期における子育てに関する相談の充実を図る。							
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
		事業実績					課題
数値目標 に対する 実績		—		新型コロナ対策により、予約制として るため、タイム リーな相談に応じ にくい点がある。	継続して実施してい く。	A	A
実績 内容		乳幼児を持つ保護者を対象に、個別に育児相談を実施した。 (新型コロナ対策のため、人数や相談時間を縮小して実施した。) 実施回数 36回 (相談者数 延べ 360人)					

NO 56 事業名		母子健康手帳の交付と面談の実施				
		事業内容		担当課：健康課		
妊産婦の健康管理を総合的、定期的に行うことにより、女性自ら母性に対する認識を深めてもらうため、母子健康手帳の交付を行う。また、母子ともに保健指導が受けやすく、気軽に相談できる体制づくりを進めるため、母子健康手帳の交付時に保健師等との面談を実施する。						
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
		事業実績				
数値目標 に対する 実績		—		新型コロナ対策を講じ ながら、継続して実施 する。 また、妊娠期から子育て 期まで継続した支援 を行うためには、 関係性の構築が必要 である。	A	A
実績 内容		妊娠された方に、妊娠・出産の経過、子どもの発育状況、健康診査、予防接種等を記録する母子健康手帳や手引き書、妊婦健康診査受診票、出生通知票などが入った「母と子の保健バッグ」を交付するとともに、保健師等が面接を行った。 妊娠届受理数373件				

NO 57	特定不妊治療費助成事業の実施				
事業名	事業内容		担当課：健康課		
医療保険が適用されない高額な特定不妊治療を受ける方に対し、東京都の特定不妊治療費助成に上乗せして医療費の一部を助成する。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		東京都の特定不妊治療費（先進医療）助成に上乗せし医療費の一部助成を行う。	A	A
実績 内容	令和4年度 助成人数：30人 助成件数：50人				

NO 58	産後ケア事業の実施				
事業名	事業内容		担当課：健康課		
産後に心身のケアや育児のサポートを必要とする方に対し、安心して子育てができるように産後の支援を行う。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		産後ケア事業委託先（通所型）を1件増加、宿泊型、通所型の対象期間を4月から6月に延長することで事業の拡大を図る。また、全ての産後ケア事業利用者に対する減免支援を実施していく。	A	A
実績 内容	産後ケア事業利用者数 宿泊型 認定件数 6件 延べ利用日数21日 訪問型 認定件数 14件 延べ利用日数71日 通所型 認定件数 18件 延べ利用日数69日				

施策分野 2 性差に応じた健康支援

生涯を通じた健康の保持のためには、身体的性差や疾患のり患状況の違い等により、性差に応じた的確な保健・医療を受ける必要があります。このため、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意し、各自のライフステージにおいて、心身の健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育の充実や相談体制の整備など、支援策の構築に取り組みます。

施策 1 健康に関する周知啓発

男女が生涯にわたり健康な生活が送れるよう、健康支援に関する周知啓発及び相談を実施します。

NO 59	健康に関する情報提供及び意識啓発の推進				
事業名	事業内容		担当課：健康課		
健康手帳の交付、健康教育の実施など、健康に関する情報提供や意識啓発を行う。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		継続して実施する。 ホームページへの掲載、資料配付及び動画配信、SNSを活用した健康教育（情報提供）を実施する。 健康教室については定員数を増やし対面で実施する。	A	A
実績 内容	1 健康手帳の交付 2,067冊 2 対面式の教室（健康教育）は定員を例年より少なく設定し、飲食を伴う実習等は見合わせた。 参加人数 905人 3 ホームページ、資料配付等による健康教育（情報提供）は継続して行った。 若い世代や無関心層への健康の意識づけが課題である。				
NO 60	健康相談の充実				
事業名	事業内容		担当課：健康課		
保健相談や栄養相談等、心身の健康に関する健康相談の充実を図る。					
令和4年度			令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
事業実績		課題			
数値目標 に対する 実績	—		継続して実施する。 市役所1階で予約不要の健康相談を年2回実施する。 心の相談については相談窓口の案内チラシを健康課窓口及び関係部署に提供する。 誰もが気軽に相談できる体制、健康への意識づけの構築・工夫が必要である。	A	A
実績 内容	市役所及び五日市ファインプラザで定期的に相談を実施した。 健康のつどいでは相談コーナーを設け、健康相談を実施した。また、電話、窓口等においても相談を受け付けた。 実施回数 436回 相談者数 延べ607人				

施策2 予防や早期発見のための事業の実施

生涯を通じて健康でいられるよう、病気の予防や早期発見のための事業に取り組みます。

NO 6 1 事業名		がん検診の充実					
		事業内容		担当課：健康課			
がん検診を充実し、がんの早期発見・早期治療を図る。							
令和4年度							
		事業実績		課題	令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
数値目標 に対する 実績		目標：R9.3.31までにがん検診の受診率を上げる。 基準値 胃がん 11.3% 大腸がん 30.3% 肺がん 11.1% 乳がん 26.4% 子宮がん 22.0% 実績（令和4年度） 胃がん 19.0% 大腸がん 33.7% 肺がん 15.9% 乳がん 26.9% 子宮がん 21.8%		他市と比べ、受診率が高い水準で維持しているものの、東京都の目指す受診率50%に届いていない。若い世代の受診率の向上や、現在と同サービスで検診が実施できる検診機関がないことが課題である。	継続して実施する。市民が受診しやすい環境の整備に努める。また、若い世代に向けてSNSを活用した周知や20歳から35歳まで（5歳刻み）の女性に向けた案内に子宮がん検診のチラシを同封する等、勧奨と共にがん予防に向けた意識啓発を行う。	A	A
実績 内容		胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん検診を市内在住者を対象に実施した。 1日で全ての項目が受診できるセット検診、家族や友達と一緒に受診できるグループ申込み、未就学児のお子様をお預かりする一時保育の実施や土日にも受診日を設けるなど、受けやすい環境を整えた。					

NO 6 2 事業名		健（検）診事業の周知啓発					
		事業内容		担当課：健康課			
健（検）診事業を受けやすいものになるよう、健診未受診状況などを参考に各年代に合った周知啓発を行う。							
令和4年度							
		事業実績		課題	令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
数値目標 に対する 実績		—		若い世代、働き盛り世代の受診率が低い。	継続して実施する。ホームページ、資料配付及び動画配信、SNSを活用し、幅広い世代に向けて、周知啓発を行う。	B	B
実績 内容		市ホームページ及びメール配信サービス等を活用し、周知啓発を行った。 40歳代、50歳代の特定健診未受診者へ勧奨はがきを送付した。					

方向性Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策分野Ⅰ あらゆる分野での女性の参画拡大

あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大は、社会に多様性と活力をもたらし、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために極めて重要です。

国は、社会のあらゆる分野において、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることとし、2030年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会を目指すこととしています。

このため、市においても、引き続き、審議会や委員会、防災活動等への女性の参画を積極的に推進し、多様な意見が意思決定に反映できるよう取り組んでいきます。

施策分野Ⅰの数値目標	基準値	目標値	令和4年度末実績
委員会等における女性の参画率 (1)委員会等委員に占める女性委員の比率 (2)女性委員が30%以上の委員会等の比率 (3)女性委員がいる委員会等の比率	(1)35.8% (2)42.3% (3)88.5% R3.4.1現在	(1)40% (2)50% (3)90%	(1)34.6% (2)32.7% (3)80.8% R4.4.1現在
あきる野市職員の(1)管理職及び(2)監督職における女性職員の比率	(1)14.0% (2)36.1% R3.4.1現在	(1)25% (2)35% 以上を維持	(1)14.0% (2)33.9% R4.4.1現在

施策Ⅰ 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

多様な意見が市政に反映できるよう委員会等の女性比率の拡大を図るほか、研修等を通じて、市職員における男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

NO 63 事業名		委員の女性比率の拡大			
事業内容		担当課：企画政策課			
市政に女性の意見や視点を反映させるため、委員会等委員に占める女性委員の比率が40%以上となるよう、関係部署に働きかける。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績	課題				
数値目標 に対する 実績	目標：R9.3.31までに (1)委員会等委員に占める女性委員の比率：40% (2)女性委員が30%以上の委員会等の比率：50% (3)女性委員がいる委員会等の比率：90% 実績：R4.4.1現在 (1)34.6% (2)32.7% (3)80.8%	目標達成に向け て、女性委員の任 用を進めるため、 より一層の周知・ 啓発を図る必要が ある。 「委員会等委員の選任 に関する指針」に則 り、積極的に女性を任 用するよう、全庁に東 京都や区市町村の任用 状況を情報共有し、周 知・啓発を図る。	B	B	
実績 内容	4月1日現在の各種委員会等における女性委員比率を調査するとともに、女性委員の任用について、各部署に周知・啓発を行った。				

NO 64 事業名		男女共同参画に関する職員研修の充実			
事業内容		担当課：職員課			
男女共同参画に関する職員研修の充実を図る。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績					
数値目標 に対する 実績	—		職員の派遣を実施するとともに、独自研修の実施については、資料の活用を含めて、検討する。	A	A
実績 内容	東京都市町村職員研修所で実施の男女共同参画研修に1人を派遣した。 研修内容：男女共同参画社会の形成の現状と課題				

施策2 防災活動における男女共同参画の推進

災害の発生または発生しそうなとき、子どもや高齢者、身体が不自由な方など、避難や避難生活に支援が必要な方に対し必要な支援が行えるよう、地域防災計画に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、地域防災リーダーへの女性の登用を推進します。

NO 65 事業名		男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の推進			
事業内容		担当課：地域防災課			
男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の改定と災害対策の推進を図る。					
令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価	
事業実績	課題				
数値目標 に対する 実績	—	防災行政の場に女性職員が配置されるよう、働きかけを行う。	A	A	
実績 内容	地域防災計画の改定を行い、避難所において、管理責任者に女性を配置するとともに、女性などのニーズに配慮した運営ができるよう、女性の参画に関する内容を追加した。				

NO 66 事業名		女性地域防災リーダーの増員				
		事業内容		担当課：地域防災課		
防災分野に多様な視点を取り入れるため、女性地域防災リーダーの増員を図る。						
		令和4年度		令和5年度 実施予定内容	(担当評価) 実績実施に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の 視点からの評価
		事業実績				
数値目標 に対する 実績	目標：R9.3.31までに 女性防災リーダー 210人 (30人×7地区) 実績：118人 (令和4年度新規女性防災リーダー：8人)		災害時において、 女性の視点を取り 入れて活用するた めには、多くの女 性防災リーダーを 育成する必要があ る。候補者の募集 方法や防災リー ダーの役割を明確 にするなど、新た な取組が必要であ る。	防災リーダー育成講習 会及びフォロー研修を 実施する。また、総合 防災訓練などにおい て、女性リーダーの積 極的な参画を促す。	B	B
実績 内容	新規防災リーダー育成講習会を実施し、新たに女性8人 を含む65人の新規防災リーダーの認定を行った。					

5 進捗状況に対するあきる野市男女共同参画推進市民会議による

意見等

方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

施策分野1 男女共同参画に関する意識の醸成

施策分野2 男女共同参画に関する教育の推進

施策分野3 連携・協働による男女共同参画の推進

(推進状況報告書：P25～P30)

【ご意見等】

○定年退職後の男性の家事や介護の参加が課題なので、介護などについても学べる機会があるとより男性の家庭への関与が増えると思う。(事業No. 2)

○退職してから社会参加が乏しい男性が多いので、退職までに地域の活動に参加するなど、退職後の生活に備えられるような講座があっても良いのではないかと。(事業No. 2)

○両親学級があってその次が退職してからの講座だと間が空いている様に感じる。その間の講座として料理教室やミシン講座などがあってもいいと思う。そのほかにも女性が苦手としている講座などもあっていいと思う。(事業No. 2)

○男性が不得意な家事を女性に押しつけるのではなく、出来るようになるために料理教室を行っているのは素晴らしいと思う。逆に女性が苦手な事を調査し、それを学ぶ教室があると良いと考える。(事業No. 2)

○講演の様子をアーカイブに残し公開するなどして、年に1回の貴重な機会をより多くの人と共有できると良いのではないかと。(事業No. 3)

○より積極的なPRが必要であると判断する。(事業No. 4)

○貸し出しも良いが、他市でも取り入れている職員で多言語が話せる場合の周知、ネームプレートのタグや紐の色で判別する事や、他の協力団体との連携も。(事業No. 6)

○「人権教育」という表現のみでは意味が広すぎて、「男女共同参画に関する教育の推進」としての事業とは読み取りづらく、評価もしがたい。男女共同参画の推進のための教育がどのように推進されているのか、されていないのかを知りたい。(事業No. 7～9)

○学校内部に関しては一般公開されているわけではないため、具体的な内容が見えにくく、評価が難しい。せめて数値とかを記してほしい。(事業No. 7～10)

○校長、副校長といった管理職がどこまで「性的マイノリティ」に対して理解できているかが、分からないため、評価が難しい。(事業No. 10)

方向性Ⅱ 配偶者からの暴力の根絶と被害者支援

施策分野１ 配偶者等からの暴力の根絶

施策分野２ 配偶者等からの暴力による被害者の支援

施策分野３ 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援

(推進状況報告書：P31～P38)

【ご意見等】

○弱者の立場に立って一層慎重な対応をお願いしたい。(事業NO. 12)

○若年層へのアプローチとして、市の事業なので小中学校に限られるかもしれないが、学校現場でのポスター掲示などの啓発活動があっても良いかと思う。(事業No. 12、13)

○他の事業に対しても言えるが、どのSNSを用いるべきかを具体的にすることで、アウトリーチが明確になると思う。(事業No. 12、13)

○被害者支援はもちろん重要なことだが、加害者更生プログラムの導入が実現しないものか。加害者が意識変容のないまま存在する限り、被害者の安心な生活は保障されない。(事業No. 14～16)

○障がい当事者へのヒアリングが必要と判断する。事業所への聴き取りでは事業所職員が加害者であった場合、発見できず、権利侵害、虐待が継続すると判断する。(事業No. 18)

○児童へのヒアリングと同じで、虐待を受けた方はヒアリングが必要であると考える。

(事業No. 18)

○高齢者虐待ネットワーク会議で虐待事例の情報共有を図っただけでは、早期発見や予防には繋がらないため、民生委員、サービス事業者、ケアマネージャーへの周知や当事者への聴き取りが必要と判断する。(事業No. 19)

方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進

施策分野 1 職業生活における女性の活躍の推進

施策分野 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(推進状況報告書：P38～P56)

【ご意見等】

○男女共同参画推進のためには、長年社会や個が抱えてきた思い込みや概念、価値といった意識の変革が必要で、職場は啓発の場として重要な位置を占めている。課題にも掲げられているように、チラシやリーフレットのみではない啓発活動がプランの期間内には実行されることを期待する。

(事業No. 22～24、26、36)

○データは数値化されており、目標(課題)が明確になった。(事業No. 23)

○新規(就農者)の方の体験談を発信することは可能か。(事業No. 26)

○都が主催の区部でやっているものは、案内があってもなかなか行けないことがある。それを市内のルピアなどでやっていただけると良い。今は、オンラインセミナーも増えているが、地元でやった方が、当事者意識を持ちやすい。(事業No. 26)

○大人の人が考えるキャリア教育とは、就労のキャリア教育であり、学生のキャリア教育とは理系や文系への進路選択にあたるバイアスがかからないようにすることである。ゴールにいくまでの多様な選択肢を見せてあげる教育っていうところを定義してあげると良い。例えば、理系の大学の進学を中学校の時から見せてあげると、女子の学生が大学進学の際に理系に進学しやすくなり、それがキャリア教育の位置付けになると思う。(事業No. 27、28)

○同一テーマで取り組んでいる他部門との温度差が感じられる。(事業No. 36)

○周知方法がチラシとリーフレットで良いのであれば、Aであるが、より周知するのであれば、今の時代はSNS等の活用もあるのでは。チラシやリーフレットで効果まで求めるのは難しいので、この時代に合わせた普及啓発など良い方法があればと思う。数値目標もあった方が良い。昨年度1万枚配布したが、今年は2万枚配布したとなれば配布枚数が増えたため、評価ができる。(事業No. 36)

○チラシやリーフレットには改訂があると思うが、変更点が端的にまとまっている資料の配布だけでも良いのではないか。セミナーまでは難しいのであれば、ポイントをピックアップしてまとめたものだけでも良いと思う。(事業No. 36)

○ワーク・ライフ・バランスという言葉が難しく、理念が浸透していないように思う。言葉を知っていたとしても、管理職の休日出勤や残業が改善されない状況を見ると理念は浸透していないと判断する。(事業No. 36)

○目標設定がないため、評価が難しい。具体的な事業に至っていないというのが何年も続いている状況である。(事業No. 36)

○アプローチの変更も一考と考える。(事業No. 48)

○介護教室を実施しているが参加者は高齢者の女性が大半という現状である。男性の参加を呼びかける工夫が必要と判断する。(事業No. 49)

○あきる野市地域保健福祉計画(令和2年～6年)では地域包括支援センターの市民への認知度は約35%とある。このことから介護保険制度等の周知啓発は、より力を入れた方が良いと判断する。

(事業No. 48、50)

方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援

施策分野１ リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進

施策分野２ 性差に応じた健康視線

(推進状況報告書：P56～P62)

【ご意見等】

○妊娠・出産には不安も多いので、妊娠初期から子育て期まで継続して支援する伴走型は評価できる。実施してほしい。(事業NO. 53、55、56)

方向性Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策分野１ あらゆる分野での女性の参画拡大

(推進状況報告書：P63～P65)

【ご意見等】

○周知・啓発や部署への働きかけのみでは目標達成は難しいのではないか。(事業実績No. 63)

○研修に1人の派遣をもって実績とは、どうなのか。定員があり1人だとしてもその資料を基にあきる野市独自にする事を記載してはどうか。(事業No. 64)

令和5年 月発行

あきる野市企画政策部企画政策課

〒197-0814

あきる野市二宮350番地

電話 042(558)1111(代)

再生紙を使用しています

